

# 平成28年第1回東大和市議会定例会会議録第8号

平成28年3月16日（水曜日）

## 出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

## 欠席議員（なし）

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君

## 出席説明員（16名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	広沢光政君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	財政課長	川口莊一君
市民部副参事	小川泉君	社会教育課長	村上敏彰君

## 議事日程

第1 第36号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第7号）

〔総務委員会審査報告 日程第2～日程第3〕

第 2 第 7号議案 東大和市行政不服審査会条例

第 3 28第 9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情

〔厚生文教委員会審査報告 日程第4～日程第6〕

第 4 第 8号議案 東大和市消費生活センター条例

第 5 27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情

第 6 28第 8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第7～日程第14〕

第 7 第27号議案 市道路線の一部廃止について

第 8 第28号議案 市道路線の認定について

第 9 第29号議案 市道路線の一部廃止について

第10 第30号議案 市道路線の廃止について

第11 第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例

第12 28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情

第13 28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情

第14 28第 7号陳情 ちよこバス事業に関する陳情

〔予算特別委員会審査報告 日程第15～日程第20〕

第15 第 1号議案 平成28年度東大和市一般会計予算

第16 第 2号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

第17 第 3号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計予算

第18 第 4号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

第19 第 5号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計予算

第20 第 6号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

第21 第 1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

第22 議第1号議案 都市農地の保全と農業振興の推進に関する意見書

第23 議第2号議案 北朝鮮による4度目の核実験並びにミサイル発射に抗議する決議

第24 議第3号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

第25 議第4号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第26 議第5号議案 地方公会計の整備促進に係る意見書

**本日の会議に付した事件**

議事日程第1から第26まで

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 3月11日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

去る3月11日、議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

今定例会におきましては、本日、机上にお配りしておりますとおり、議員提出議案5件が提出されました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

日程第1 第36号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第7号）

○議長（関田正民君） 日程第1 第36号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第7号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第36号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成27年度の国の補正予算の成立に伴いまして、地方創生加速化交付金の活用が見込まれます事業に要する予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,861万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319億8,682万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は繰越明許費の補正で、追加であります。

次に、2ページの第1表、歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第13款の国庫支出金は2,750万8,000円の増額で、地方創生加速化交付金の計上によるものであります。

第17款の繰入金金は110万5,000円の増額で、財政調整基金取り崩しの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第7款の商工費は1,811万3,000円の増額で、地方創生観光まちづくり事業費の計上によるものであります。  
第10款の教育費は1,050万円の増額で、地方創生歴史・文化まちづくり事業費の計上によるものであります。  
次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表、繰越明許費補正で、1の追加であります。

対象事業の1つ目ではありますが、第7款商工費、第1項商工費の地方創生観光まちづくり事業で金額は1,811万3,000円であります。

次に、第10款教育費、第4項社会教育費の地方創生歴史・文化まちづくり事業で金額は1,050万円であり  
ます。

合計で2,861万3,000円の繰越明許費を追加設定いたしまして、事業の実施を予定するものであります。

説明は以上であります。国の地方創生加速化交付金につきましては、現時点で市に交付決定通知が届いて  
いない状況であります。国の交付決定がなされない場合におきましては、補正予算に計上いたしました事業の  
予算執行を行わないこととしたいと考えております。

次に、事項別明細書についてであります。企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願  
い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（並木俊則君） これより事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、14目1節地方創生加速化交付金は2,750万8,000円の計上  
であります。この交付金につきましては、国が一億総活躍社会の実現に向け、地方のまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置  
づけられた先駆性のある取り組みに対する支援として国の補正予算に計上されたものであります。今回の補  
正予算におけます地方創生観光まちづくり事業及び地方創生歴史・文化まちづくり事業の2つの事業に係る国  
庫補助金の計上であります。

9ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は110万5,000円の増額  
であります。一般会計補正予算第7号の財源調整として、財政調整基金の取り崩しを増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は2,861万3,000円の増額で、補正後の  
予算額は319億8,682万3,000円となるものであります。

11ページをお開きください。

今回の歳出補正予算の内容につきましては、国の内閣府に提出しました事業実施計画の内容を踏まえて補  
正予算に反映したものであります。

それでは、款ごとに歳出の説明を申し上げます。

7款1項商工費、3目観光費は1,811万3,000円の増額であります。

3の地方創生観光まちづくり事業費は、国の地方創生加速化交付金を活用し、当市の豊かな自然や歴史、文  
化を観光資源として活用し、地域の魅力を発見していただくトレジャーハンティング等に  
必要な経費を計上するものであります。

13ページをお開きください。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費は1,050万円の増額であります。

16の地方創生歴史・文化まちづくり事業費は、国の地方創生加速化交付金を活用し、観光拠点となる文化施設等の改修に必要な経費を計上するものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は2,861万3,000円の増額で、補正後の予算額は319億8,682万3,000円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（東口正美君） おはようございます。

意欲的な取り組みに大変敬意を表しております。

1つ質問させていただきたいと思ひます。

トレジャーハンティング企画ということで、当市の魅力を発見していくということでございましたけれども、その上に書いてありますプラットフォーム運営委員会について教えていただければと思ひます。

○市民部副参事（小川 泉君） プラットフォーム運営委員会についての御質問をちょうだいいたしました。

プラットフォーム運営委員会とは、このトレジャーハンティング事業、こういった事業の取り組みを通しまして、地域に新しい活動を生み出す場、話し合いの場づくりを考えております。地域づくりや地域課題解決型の事業に取り組んでこられている方、また自分の事業、経験を地域の人々にも広めたいというふうにお考えの方々に集まっていただきまして、話し合いの場を想定し、地域の人たちと協力し合った課題解決プロジェクト、こういった形のプラットフォームの運営委員会を想定してございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

○2番（尾崎利一君） 12ページの今のプラットフォームとトレジャーハンティング、観光費ですけれども、地方創生加速化交付金を活用して市の発展や市内産業の振興を図るといふのは極めて重要なことだと思いますが、観光費についてはこの補正予算で680万円から2,500万円近くということで、近年の予算配分としては破格の予算を配分して事業を進めるということになるわけですね。しかも単年度で、その翌年以降できるかどうかかわからない状況なわけですから、そういう観光費としては大きな予算を計上して、今御説明のあったプラットフォーム運営支援委託料、運営委員会設置、それからトレジャーハンティング企画運営委託料等を計上することですから、やはりこの貴重な国民の税金ですから、これを活用して観光施策をどう発展させていこうということですから、これらの事業を計上されたのか、抱負といふは何ですけれども、そういう市の構えといひますか、その点を確認させていただきたいと思ひます。

○市民部長（広沢光政君） 予算書12ページの地方創生観光まちづくり事業費の関係で御質問いただきました。

先ほど説明差し上げましたトレジャーハンティング、これが一応、言葉はあれかもしれませんが、一つの手法として考えてございます。私どもとしましては、担当副参事のほうからも先ほど御説明申し上げましたプラットフォーム、こちらのほうをどちらかというと重要視しておりまして、ここから発信されるさまざまなムーブメント、そういったものによって今御質問者がおっしゃったような市の地域の活性化なり、そういったものを継続的に進めていきたいというふうに考えてございます。

ですから、単年度での、イベントだけを捉えるとそうかもしれませんが、こちらのプラットフォームについ

ではできるだけ継続して毎年度、まちづくり、もしくは地域活性化、観光を通したものを使って新たなアイデア等をクリエイティブに出してきていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第36号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第7号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

## 日程第2 第7号議案 東大和市行政不服審査会条例

### 日程第3 28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情

○議長（関田正民君） 日程第2 第7号議案 東大和市行政不服審査会条例、日程第3 28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情、以上議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、総務委員会委員長、蜂須賀千雅議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） ただいま議題に供されました第7号議案 東大和市行政不服審査会条例、28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情、以上議案1件、陳情1件につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

これら2件の審査は、平成28年3月7日に本委員会を開催いたしました。

主な発言は次のとおりであります。

まず、第7号議案 東大和市行政不服審査会条例の審査では、1人の委員から、今回新たに行政不服審査会条例が制定をされるが、この条例が必要になる根拠として国のほうでの行政不服審査法の改正があったが、こ

の内容等の御説明をいただきたいとの質疑に対し、国においては、行政不服審査法を全部改正という形で4月1日から施行されます。旧の行政不服審査法は昭和37年に制定をされ、50年以上改正をされておられません。その間、国民の権利意識の高揚、行政手続法の整備、行政事件訴訟法の改正に伴って国民の権利救済の制度が整えられてきたのだが、行政不服審査法はその間改正がなかった。今回全部改正ということで、行政不服審査会といった第三者機関への関与という制度が導入されることになり、改正の主な点は公平性の向上と使いやすさの向上の2点になります。公平性の向上では、今回の第三者機関の関与とともに、審理員という処分に関与しない者が審査を担当するという制度を導入しており、さらには審査請求の手續におきましては、例えば審査請求人に口頭意見陳述における質問権を保障したり、資料の閲覧だけではなく写しの交付を認めたりなど、審査請求人の手続的な権利も向上させております。もう一つの使いやすさの向上では、不服申立て期間についても処分があったことを知った日から60日という期間でしたが、これが3カ月というように期間の延期を行いました。それと審査請求への一元化というものがあり、これは処分をした行政庁に対して不服を申し立てる場合には異議申立て、その処分をした行政庁以外の行政庁に不服を申し立てる場合は審査請求という形で2本立ての不服申立て制度がありましたが、これを単純に審査請求にするという形になりますとの答弁でした。

また、同委員からは、今定例会の初日において、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の文言整理等に関する条例は既に本会議で成立をしているが、当市の対応としては、審査会条例に基づく第三者機関等の設置以外は既に対応されているという理解でよろしいのかの質疑に対し、関連条例の改正は既に終わり、関連規則の改正を現在行っている。現在御審議いただいている行政不服審査会条例が可決され、全ての体制が整い、後に委員選任を行い、4月1日の施行を迎えたいと考えていますとの答弁でした。

また、同委員から、御提案いただいている審査会条例の中で設置をしていく審査会の委員は3人となっておりますが、どのような立場の方を想定されているのか、この審査会の設置は4月1日に間に合うのか、それ以降の設置となるのかの質疑に対し、審査会の委員に関しては法律、行政に詳しい方というのを想定しており、理由といたしましては、処分行為が適当かどうかという審査を行うというかなり専門的な部分がありますので、法律、行政に精通している委員を選びたいと考えている。現在は候補者のリストアップをしている最中であり、できるだけ早く設置をし、4月1日に間に合わせたいと考えておりますとの答弁でした。

次に、別の委員から、まず3点質問があり、1点目の行政不服審査法の改正があって、これに基づいて行政不服審査会を設置するということだが、処分に携わらない審理員が意見書を書いて行政不服審査会に諮問する仕組みのようだが、現在はどのような手続で行われているのかの質疑に対し、現行の手続に関しては審査請求と異議申立てという2種類の不服申立て制度がありますが、処分した行政庁に上級行政庁がなければ異議申立て制度になります。市長の処分の場合にはほぼ異議申立てになりますので、行政処分をした処分庁に異議申立書を提出をして、その処分庁が決定を下すということになり、決定を下すに当たっての手続では、その方が審理を行うかどうかということについては現行法では特に規定はなく、今回上程をさせていただいております行政不服審査会のような第三者機関に諮問するといった手続もありません。具体的に審理手続に関する規定がないということですので、異議申立てを受けて実際に判断をして、最終的な決定の起案を起すという担当者についても特に要件が現状はなく、処分を行った担当者が異議申立てに対する処理をすることも規定は現在はないということになります。

こういった点について疑念が持たれる可能性があるという指摘がありましたので、今回の行政不服審査法の全部改正に至ったということになりますという答弁があり、2点目、市長の処分を受けた市民が審査請求書を

提出して以降の手の概要ですが、答弁書や反論書などのやりとりを経て審理員が意見書を書くことになるのかの質疑に対し、意見書については新しい改正の行政不服審査法による審査請求というものがあつた場合には、審査庁は審理員をまずは指名をし、そしてその審理員が処分庁に対して弁明書の提出を求め、弁明書の提出があつた場合には審査請求人に送付をし、反論があれば反論書の提出を促します。

書類がそろいましたら審理員意見書というものを作成することになりますとの答弁があり、3つ目の質問として、審理員は処分に携わらない者という規定のようだが、具体的にはどのような立場の者が想定されるのかの質疑に対し、改正行政不服審査法第9条2項には、審理員として指名できない者というものが挙げられており、審査請求人と身分関係にある者、4親等以内の親族は審理員になれない、また処分に関与した者は審理員になれないと挙げられているとの答弁でした。

また、同委員から、現行制度において処分をした人が異議決定書を書くことは考えにくいと考えるが、東大和市の現状はの質疑に対し、現行法では特に誰が処理をするということの規定はありません。個別の処理になりますが、現行における処分については背景や内容を知っている方が再度異議申立てを契機に再考して決定の手続に入ることも考えられるだろうということの答弁でした。

また、同委員から、現行において弁明書や反論書などのいつまでに行うとの期限は法のもとで定められているという理解でよろしいのかの質疑に対し、提出期限に関しては審理員が設定をし、審理員権限において設定をしておりますとの答弁がありました。

また、同委員から、条例に沿って伺いますが、第4条にある臨時委員とありますが、いろいろな事案がある中で、その事案に明るい方に臨時委員になってもらい、審査会の審査を行うと思われませんが、この臨時委員はどのような方が想定されているのか、また附則のところでは行政不服審査会委員の日額は9,000円という報酬が定められていますが、臨時委員の報酬はどうかの質疑に対し、行政不服審査会というものが非常に処分の範囲が広範な市長の処分に対する審査請求が出てきたときの審査機関ということであり、地方分権の時代で市長の処分権限が都道府県知事の権限から市長においてきたものが幾つかあり、こういった中には非常に専門性の高い要素のものもあり、例えば公認会計士の御意見が必要な場合などある中で、専門家に審議に入っただけ深い審議も必要であり、委員として審議に関与していただきたい、裁決にも加わっていただくという意味で臨時委員制度を導入しました。臨時委員の報酬に関しては、定足数や議決要件等全く通常の委員と同じになり、処遇においても日額9,000円になりますとの答弁でした。

また、同委員から、第5条では、会長の専決処分についての記載があり、審査会の議決に基づいてその範囲内で専決処分をすることができることだが、その範囲についてはどのようなものかの質疑に対し、改正行政不服審査法がさまざまな手続を導入をいたしました。その中には非常に事務的な要素が強いものもあり、主張書面や資料を審査会に提出することが審査請求人にはできますが、こういった場合の提出期限の設定などは合議機関で審議するという実益が大変乏しいので、こういう場合には会長の専決事項として迅速な処理を図ることなどでこういった意味での会長の専決という制度を導入させていただきましたとの答弁でした。

ここで質疑を終了し、自由討議を終了し、討論を終了し、直ちに採決を行いました。

起立採決の結果、第7号議案 東大和市行政不服審査会条例は起立全員で採択と決しました。

次に、28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情につきまして、委員間での自由討議により行われました。

1人の委員からは、この陳情趣旨で憲法尊重擁護義務というように書かれていて、憲法99条にも規定されて



いるものなわけであり、憲法で定められた憲法尊重擁護義務に反して改憲発言を繰り返し、再三にわたって発言を繰り返しており、国会は憲法96条で憲法改正の発議権を持っていますから、国会議員については憲法改正について発言することは当然にできるわけですが、首相は行政府の長ですから、憲法に基づいて国の政治を行わなくてはならないという義務を負っているわけで、首相を初めとした閣僚にはやはり憲法改正を主張するという権限は持たされていないと解するのが当然だと思います。極めて重大な発言であると考えますので、きっぱりと抗議をするということをしていく必要があると考えますといった自由討議がありました。

また、別の委員から、今回の陳情に関しては地方自治体が発言にくみするとかしないとかということを表示することが適切かどうかということを考えなければいけないのと、今回の陳情に関して、9条明文改憲発言に抗議する陳情ということで、例えばそれを今度認めてしまうとどんな発言もできないことになってしまうと、それこそ表現の自由とか、そういったところがないがしろにされてしまう、それ自体が憲法を尊重しないことになるのではないかという危険性ははらんでおり、この陳情に関してはこのまま認めてしまうのは、自治体として、議会として危険性があるのではないかと感じておりますといった自由討議がありました。

また、別の委員からは、陳情を出された方々のお気持ちは大変よくわかるのですが、行政府の長を含めた閣僚が発言をしてはいけないという根拠が正直よくわからない。99条に規定をされているのは、憲法尊重擁護義務、確かに記載はあるが、そこをどのように読むと行政府の長を含めた閣僚が発言をしてはいけないということになるのか正直わかりません。そもそも憲法の改定条項というのが憲法に明記されている以上、改憲というのは憲法違反でもなく、したがって、明文改憲発言云々というのは憲法尊重義務違反には当たらないのではないかとということが私の見解であります。憲法改正というものを口にしてはいけないという考えは、およそ言論統制的な物言いになりがちであり、自由主義、民主主義にはなじまないというふうに考えております。憲法をもし守れというのであれば、憲法の改憲条項の存在も認めつつ、それに関連した他人の発言もする権利もぜひ認めていただきたいと考えております。今回の陳情に関しては少し論理矛盾を感じており、議会として機関決定は、例えば採択のような方向に行ってしまったとすれば、これは公権力を持った機関が憲法違反をあえて認めるという内容に踏み込むおそれがあり、正直これには踏み込みたくないと考えておりますとの自由討議がありました。

また、別の委員からは、今複数の委員から陳情を採択すべきでないという趣旨の発言、御意見と受けとめ、私も全くそのように考えております。一方で、私は現在の自衛隊の存在、自衛隊の活動は憲法9条の枠の中で行われている実力部隊であり、活動であると考えておりますし、また昨年成立をした平和安全法制も憲法9条の枠の中で日本がとり得る自衛の措置を明確にした法整備であると考えており、現状で憲法9条の改正の必要性も私は全く感じておらず、陳情は採択する必要はないと考えておりますとの自由討議がありました。

最初の発言の委員から、首相の改憲発言が憲法上許されない発言だと、言論の統制に当たるのではないという趣旨の御発言もありましたが、一人一人の国民の言論の自由の問題と、内閣総理大臣、そして閣僚は三権分立の行政権を担う立場にあるわけで、行政は当然憲法のもとに、憲法の範囲内で行政を行うという義務を負っており、そのトップが改憲発言を繰り返すと、憲法を変えるべきだということを繰り返すことと、一人一人の国民が憲法改正について発言するのは全く次元の違う問題であると考えており、今度の発言は憲法の範囲内で行政を行う責任があること、立憲主義をわきまえない発言であるというふうに考え、きっちりと声を上げるべきだと考えておりますと再度自由討議がありました。

また、別の委員から、改憲すべきであるという発言と、発言の中には憲法をないがしろにしろという発言は

含まれていないと考えています。いわゆる憲法を破壊しろというような発言がもし含まれているのであれば、違憲を促しているような発言があるのであれば当然に抗議すべきと考えますが、そうでなく、憲法を改正しろと、憲法改正すべきだというような発言があっても、それは直ちに憲法をないがしろにしていることにはなり得ないと考えていますとの自由討議がありました。

別の委員からは、憲法を読み返しても、首相だから発言を制限されるべきだというものがないわけで、憲法を尊重するのであれば、憲法の条文を素直に読んで、そこに合致するかどうかを考えるべきであって、誰にでも保障されているものを解釈によって制限することの怖さを主張させていただきたいと思いますとの自由討議がありました。

ここで自由討議を終了し、討論を行いました。

まずは陳情に賛成の立場からの討論として、安倍首相は、一政治家ではなく、行政権を担う内閣総理大臣、首相という立場にあり、今回の陳情にある発言だけでなく、任期中に明文改憲を成し遂げたいという発言も国会の場で内閣総理大臣として発言をされており、重大な事態であると考えています。憲法擁護義務というのは日本国憲法99条で定められています。天皇または国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うというように定められており、憲法96条では憲法改正の発議権は国会にあるわけですから、国会の構成員である国会議員には改憲の主張が認められることは、これは当然のことですが、内閣の一員である閣僚にはその権限はない。行政権を担う首相が憲法を攻撃し明文改憲を繰り返し主張するというのは、憲法を擁護する立場とは全く逆行するわけで、99条に真っ向から反し、その資格にかかわる重大な問題であると考え、安倍首相の明文改憲発言に抗議する意見書を提出すべきだと考えます。

次に、陳情に反対の立場からの討論として、陳情趣旨にあります憲法尊重擁護義務を全くわきまえない一連の発言とは具体的に何を指しているのか正直よくわかりませんが、仮に陳情理由にある憲法9条2項の改定に言及した際の発言をそうするのであるならば、これは首相個人の憲法観、憲法に対する見方等を述べたものにすぎず、政治家として何らかの見解を持ち、それを明らかにすることは当然であり、憲法尊重擁護義務を全くわきまえないことは明確に異なると考えており、現行日本国憲法には改憲条項が明記をされており、憲法改正は憲法違反でないことは明白であります。単に明文改憲発言をしたということを指して憲法尊重擁護義務を全くわきまえないとするのは言い過ぎであり、本陳情には賛成できないということです。

以上、討論を終了し、直ちに採決を行いました。

起立採決の結果、28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情は、起立少数で不採択といたしました。

以上をもちまして、平成28年第1回定例会総務委員会委員長報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、上林真佐恵です。日本共産党を代表いたしまして、28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情に賛成の立場で討論を行います。

安倍首相が繰り返している憲法改正についての一連の発言は、憲法第99条に定められた「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」という憲法擁護義務に反するものです。

加えて、99条は、公務員が憲法を積極的に支持、擁護し、その理念の実現のために行動する義務を負うことを定めていますから、公務員が憲法を無視し改憲を主張することは、その資格にかかわる問題であると考えます。

憲法96条では、憲法改正の発議権は国会にあると明記されており、立法権をつかさどる国会の構成員である国会議員に改憲の主張が認められることはありますが、行政権を担う内閣の一員である閣僚にはその権限はありません。行政が憲法を軽んじ攻撃するなら、憲法にのっとり、その範囲内で行政権を行使するという立憲主義の根本が脅かされることとなります。

平和都市宣言を掲げる東大和市の市議会といたしましても、この改憲発言には抗議するべきとの考えから、本陳情には賛成といたします。

以上で討論を終わります。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました第7号議案 東大和市行政不服審査会条例に賛成、28第9号陳情 190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情に反対の立場で討論を行います。

初めに、第7号議案であります。行政不服審査制度は、国や地方公共団体が行う行政処分に関して、国民がその見直しを求めて行政庁に不服を申し立てる手続であり、税、社会保険、生活保護など、全ての行政分野が対象とされております。昨年成立した行政不服審査法関連3法案は、行政不服審査法における公平性や使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の観点から、時代に即した見直しが行われたものであります。

本条例における東大和市行政不服審査会の設置は、同法の改正によって本市が行った行政処分について、有識者から成る第三者機関としてその判断の妥当性をチェックすることにより、行政処分の公平性を向上させるものであります。本市におきましては、同条例に基づき、公平・中立の立場で審査を行う専門的知見を有する審査会委員の選任を迅速に行い、行政処分における市民の権利利益の救済が図られるよう体制整備を求めるものであります。

次に、28第9号陳情であります。この陳情者は陳情理由の中で、相変わらず、国民の生命と幸福追求権を守り日本の防衛力を強化するための平和安全法制を戦争法案と決めつけるなど、それこそ逆立ちした我田引水の理屈を述べておられます。戦争法とはどういう意味でしょうか。日本が世界に向かって戦争を仕掛けるとでもいうのでしょうか。

そもそも、国際社会においては戦争法とは戦時国際法のことをいいますが、戦争状態においてもあらゆる軍事組織が遵守すべき義務を明文化した国際法のことです。また、狭義の意味で交戦法規のことを指す

とされております。

平和安全法制が戦時国際法でないことは当然のこととしても、もしこのような狭義の意味での交戦法を日本が有したとすれば、今の北朝鮮のように国際社会から厳しく糾弾され、孤立していくことは明らかであります。

現実はどうか。平和安全法制を閣議決定した際の日本に対する国際社会の評価がどうなっているのか、新聞報道等の資料によれば、賛成や支持を表明しているのは日米同盟を有するアメリカのみならず、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、ドイツ、ベルギー、クロアチア、コロンビア、ブラジル、メキシコ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、ベトナム、台湾、ラオス、ミャンマー、モンゴルなど、EU加盟28カ国、東南アジア諸国10カ国を含め、世界の幅広い国から賛同、支持の声が上げられていることを御存じでしょうか。

そして、昨年9月の平和安全法制の成立後、私ども公明党山口代表が韓国、中国を訪問し、韓国、朴槿恵大統領、中国、習近平国家主席と相次いで会談し、両首脳に安倍総理からの親書を手渡し、長らく途絶えていた日中韓3カ国の首脳会談実現に向けての道筋をつくりました。私ども公明党が結党以来、戦前、戦中を通じて我が国が多大な犠牲を与えた東アジア諸国との関係改善に尽力をしてきた証左であり、両国との信頼のあかしでもあります。

そしてその後、安倍総理自身が韓国・ソウルを訪問し、3年半ぶりとなる日中間の首脳による直接対話が行われました。長い間膠着していた日中韓の関係改善にまさに私ども公明党の平和外交が風穴を明け、大きく実を結んだことは事実が証明をしております。

さらに、ことしに入り北朝鮮が核開発実験を強行し、ミサイル発射まで行いました。このような北朝鮮について、リアルな危険はないなどとテレビで発言をし批判を浴びた野党党首もおりました。どこの党かは忘れまじけれども、本市議会においては全議員が一致をして北朝鮮の蛮行に対して断固とした非難決議を行うことになっておりますので、本市議会には関係のない党のことでありましよう。

このような北朝鮮の現実的な脅威に対して日米が協力をしてミサイル防衛などの体制強化を図っており、このような安全保障体制を盤石にすることが平和安全法制の目的であり、戦争法との批判は全く当たりません。

ある市では、成人式の参加者に赤旗ならぬ赤紙を配り、戦争法に反対しようなどと呼びかける常軌を逸した行為も行われております。市民からも、スーパーや駅前ですらいつまで署名活動を行っているのは迷惑で仕方がない、集合住宅や関係者以外立ち入り禁止のマンションのポストにまでチラシが入り気持ちが悪いとの声も寄せられております。

もとより、私ども公明党は、現憲法の許す範囲の中で安全保障法制が整備された以上、憲法の平和主義を遵守し、憲法9条の改定を行う必要は全く感じておりません。

一方、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則を遵守しつつ、時代に合った憲法のあり方を幅広く議論することまで反対するものではありません。

憲法改正は、国会の衆参両院の3分の2以上の賛成によって発議され、国民投票によって行われるものであり、一総理大臣の発言によって簡単に成し得るものではありません。国民的な議論を重ね、幅広い国民の理解が得られなければ、憲法改正が成し得ることはあり得ず、平和安全法制を戦争法とやゆするのと同様の手法でいたずらに国民の不安をあおり、憲法改正を政争の具に用いるような陳情には全く賛同できません。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

〔18番 中間建二君 降壇〕

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情に賛成の立場で討論します。

まず、陳情趣旨ですが、委員会の中での議論にありましたとおり、改憲についての発言が憲法尊重擁護の義務に反しているかということについては、憲法の中に改憲についての条文もあるとおり、改憲について述べることで自身が憲法に反しているとはいえず、よって、憲法尊重擁護義務を全くわきまえないという理由で議会が意見書を出すということは難しいと考えます。

一方、抗議の声を上げたからといって、そのことで表現の自由を制約するものとはならないと考えます。

市議会として一致し、一丸となれば意見書を出すことはできると考え、今回の陳情には賛成させていただきます。

次に、私の意見を述べさせていただきます。

争いのない真の平和を望み、武力を許さない、私を初め憲法9条を誇りに思う市民は、それを守るための努力を続け、世論をつくらなければなりません。このことは、市議会において賛成、反対、白黒つけるというものではないと考えます。そのためには、現在形のある改憲案がいかなるものかを学び、改憲の必要性があるのか、しっかり議論ができる市民をふやしていくことが今できることであると考えます。

加えて申し上げるなら、憲法上で個人と人の違いをさしたる意味はないというような感覚のもとで、大切な憲法を変えようとしていることに危機感を抱きます。

崇高な理想を掲げ、実現してきた先人の努力を考えたとき、あらぬ方向の改憲は決して認められないという意見を添えて、討論とさせていただきます。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[11番 押本 修君 登壇]

○11番(押本 修君) おはようございます。

28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情に対しまして、自由民主党を代表し、反対の立場から討論をいたします。

日本国憲法第99条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と定められており、内閣や国会議員が憲法を尊重し擁護することは当然であり、いうまでもありません。この規定は、行政、立法、司法に携わる者が憲法の範囲内で権力を行使すべきことを想定したものと考えます。

一方、憲法改正は国民的な課題であり、自由民主党は、立党以来の党是としてこの憲法改正を掲げており、過去の国政選挙においても憲法改正は公約され、憲法改正草案が公表されております。

憲法改正は最終的には国民投票によって実現されるべきものであります。立法府を形成する与党としては、現在の憲法の問題点を指摘し、新しい憲法のあるべき姿を国民に訴えていくことは当然の責務であると考えます。

自由民主党が公表している憲法改正草案では、憲法9条に関しても現実に即した内容での改正を提案しています。その根本には、現行憲法にある平和主義の理念を継承していくことが明確にされており、安倍首相も去る1月26日の衆議院本会議において、自由民主党憲法改正草案に関する国会答弁で、以下のとおり明言しています。

この憲法改正草案は、自由民主党として、将来のあるべき憲法の姿を世の中にお示ししたものであります。また、憲法改正の具体的な内容につきましては、国会や国民的な議論と理解の深まりの中で定まってくるものであると考えています。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義など、現行憲法の基本原理を維持することは当然の前提として、新しい時代にふさわしい憲法のあり方について、国民的な議論と理解が深まるよう努めてまいります。以上。

これは、安倍首相が自由民主党総裁として、既に明らかにしていることについて改めて考えを述べているものであり、他の関係閣僚につきましても、自由民主党から選出された国会議員として同様の考えにあるものと考えます。

以上のことから、陳情趣旨にあります首相として憲法尊重擁護義務を全くわきまえない一連の安倍首相の明文改憲発言は、全くもって間違った認識であり、またこの趣旨から受ける印象としては、安倍晋三の言っていることは気に入らない、だから陳情しますとしか私には感じ取れません。これは非常に乱暴な発想であり、意見書の提出などもってのほかであると考えます。

以上、討論いたします。

[ 1 1 番 押本 修君 降壇 ]

[ 5 番 二宮由子君 登壇 ]

○5番(二宮由子君) 議席番号5番、興市会、二宮由子です。興市会を代表し、28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情に反対の立場で討論を行います。

さて、陳情趣旨にある憲法尊重擁護義務を全くわきまえない一連の発言とは、具体的に何を指しているのかわかりませんが、仮に陳情理由にある憲法第9条2項の改定に言及した際の発言をそうとするならば、これらは首相個人の憲法観、憲法に対する見方を述べたものにすぎず、政治家として何らかの見解を持ち、それらを明らかにすることは当然であり、憲法尊重擁護義務を全くわきまえないこととは明確に異なるものであります。

また、現行日本国憲法には、第96条において改憲条項が明記されており、憲法改正は憲法違反でもなければ、タブーでもないことは明白であります。確かに、憲法改正の発議権は国会のものではありますが、憲法第72条において、内閣総理大臣は内閣を代表して議案を国会に提出する権能を有している以上、国会の専権である改憲の発議を行うことを提案することはできるはずであり、改憲発議を政治日程に乗せると首相が提案したことは、あくまでも職権の範囲内の発言にとどまるものなのであります。

ただし、内閣総理大臣を初めとした閣僚は、改正されるまでの憲法に誠実に従って行動する義務があり、憲法及び法令に従って行われるべきその職務に公正性に対する信頼性を損なうような言動があれば、憲法第99条の憲法尊重擁護義務に反する可能性は考えられます。その意味で、閣僚の憲法改正に関する発言にはより慎重さが求められるということになります。

しかしながら、今回はそこまで踏み込んだ発言であると認められず、明確に無理のある解釈改憲を行ったさきの安保法制のほうがよほど問題であるとも考えます。

したがって、単に9条の明文改憲発言をしたという一事を指して憲法尊重擁護義務を全くわきまえないとするのは言い過ぎであり、本陳情には賛成しかねるのであります。

以上です。

[ 5 番 二宮由子君 降壇 ]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第7号議案 東大和市行政不服審査会条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

日程第4 第8号議案 東大和市消費生活センター条例

日程第5 27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情

日程第6 28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情

○議長（関田正民君） 日程第4 第8号議案 東大和市消費生活センター条例、日程第5 27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情、日程第6 28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情、以上議案1件、陳情2件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、厚生文教委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） ただいま議題に供されました第8号議案 東大和市消費生活センター条例、27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情、28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情につきまして、厚生文教委員会における審査経過と結果について御報告申し上げます。

まず、第8号議案 東大和市消費生活センター条例について、平成28年3月8日、説明員に副市長を初め関係部課長の出席を求め、審査いたしました。

本件におきましては既に本会議において提案理由の説明が終了しておりましたが、資料が提出されておりましたので、質疑に入る前に説明を求め、説明終了後に質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

消費生活相談員の資格はどのように取得できるのかとの質疑に対して、相談員に求められる資格は、消費生活相談員、消費生活相談アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれも独立行政法人または一般財団法人が資格を付与している。それぞれのところで研修の時間をとり、認定する資格であるとの答弁がございました。

次に、環境整備のP I O-N E Tについて詳しく教えていただきたいとの質疑に対し、P I O-N E Tについては、全国消費生活情報ネットワークシステムというのが正式名称である。国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結んでいて、消費者から自治体の消費生活センターに寄せられた相談の記録を収集するためのシステムである。また、その記録を全国の相談員で見ることができ、アドバイスの参考にすることができるとの答弁がありました。

次に、年間の相談件数は何件かとの質疑に対して、平成26年度は東大和市の相談件数は243件、現在27年度の途中であるが、1月末現在で228件の相談を受けているとの答弁がございました。

次に、消費生活センター条例の中の第9条の中に、消費生活相談員に対し、その資格の向上のための研修の機会を確保するとあるが、どのような形で行うのかとの質疑に対して、研修については、市で研修を行うというよりも、国民生活センターあるいは東京都での研修を用意しているので、自分の知識として足りないものがあつた場合、研修を受けることになっている。平成27年度では20回ほど研修に参加しており、毎回1名から2名の相談員が研修に参加しているとの答弁がありました。

次に、条例制定によって、今後市民のほうから相談がふえる見込みがあるのかとの質疑に対し、今までも同様の相談業務は行ってきたが、条例化されるということで市のほうでも周知に努めたい。また、昨年夏から消費生活について専用ダイヤル188——嫌やが設けられた。この188に電話をし、その後郵便番号を入れると、当市で相談員がいる4日間については当市に相談が回ってくる。いない場合の木曜日と土曜日は東京都に回る。日曜日については国民生活センターに回るというシステムになっているとの答弁がありました。

次に、条例制定によって相談員の待遇が変わるのかとの質疑に対し、相談員の待遇は、地方公務員法第3条第3項第3号の規定する特別職の非常勤の嘱託員という身分になっている。現在東大和市嘱託員の設置に関する要綱に基づいて、嘱託員の欠格条項、服務規程などに沿って従事していただいております。相談員の待遇に関しては現状と変わらない予定であるとの答弁がございました。

次に、最近の消費生活センターでの相談内容はどのようなものがあるのかとの質疑に対し、国民生活センターに寄せられる最近の相談で多いものは、インターネット通信サービスでの購入についてや、携帯電話、スマートフォンなどの契約内容がお店で説明を受けたが実際に使ってみて料金が高いとか、説明がよくわからないまま契約してしまったというものが多いたとの答弁がございました。

次に、事業者に対する相談は行っているのかとの質疑に対し、消費生活相談は消費者の相談に応じる機関なので、事業者に対しては行っていないとの答弁がございました。

質疑を終了し、自由討議、討論を終了して採決を行いました。

第8号議案 東大和市消費生活センター条例、本案を原案どおり可決と決しました。

続きまして、27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情については、平成28年1月8日に開催し審査を行い、説明員に副市長、教育長を初め関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑は次のとおりであります。

初めに、近い将来、スポーツ施設をふやす意向があるのかとの質疑に対し、スポーツの振興については考えているところではあるが、現状ではなかなか難しい状況であり、今ある施設の充実、また貸していただけると



ころの場所の確保など調整に努めている。また、既存の施設の修繕など、部内で課題の調整を行い、財政と調整を行っている状況であるとの答弁がございました。

次に、現在照明設備がない中で、夜間利用の延長についてどのように考えているのかとの質疑に対し、夜間照明設置の見込みのない中で時間延長は難しいと考えているとの答弁がございました。

次に、現在利用されている体育施設には照明があるところ、ないところがあるが、年間利用の時間帯を決めている過程、例えば環境の問題や近隣の状況などについて伺いたいとの質疑に対して、利用時間帯の基本的な考えは、照明施設がない施設については日没までと考えている。したがって、条例の中では、夏場の利用時間帯と冬場の利用時間帯とで若干異なるという状況になっている。照明のある施設については、施設によって近隣の方との調整があり、冬場の時間帯はやや短くし、おおむね10時という時間帯で考えているとの答弁がございました。

次に、これまで体育施設の利用時間について、近隣住民との間や体育協会ではどのような意見があったのかとの質疑に対し、過去の陳情や請願について調べてみたところ、昭和61年3月に体育協会から上仲原公園と桜が丘市民広場に夜間照明をつけてほしいとの請願が出ている。あわせて、同日、市民の方から、桜が丘市民広場への夜間照明の設置の反対の陳情が出ている。請願については意見つき採択、そして市民からの反対陳情についてはみなし不採択という結果が出ている。このことを踏まえて、平成3年に上仲原公園の野球場には夜間照明が設置されたわけだが、やはり桜が丘市民広場のほうは陳情を参酌し、夜間照明がついていない。地域住民への配慮として桜が丘広場には設置がなかったと担当部では判断している。それから、今回、体育協会に聞いたところ、過去には体育協会からの請願が出てきた経過もあるが、今回は体育協会ではそのような要望を持っていないことを確認したとの答弁がありました。

次に、仮にグラウンドに照明を設置すると費用は幾らぐらいかかるのか、また補助金などはあるのかとの質疑に対し、桜が丘市民広場に仮に照明を設置するという場合は税込みで約5,600万円ほどの見積もりが出ている。補助については都と独立行政法人スポーツ振興センターのスポーツ宝くじがあり、予算の金額については3,000万円を上限とし、そのうち3分の2で2,000万円の補助を受けられる仕組みがあるとの答弁がございました。

次に、サッカー専用の投光器を市で購入して貸し出すことで時間延長の可能性を探ることは過去に検討されたことがあるのかとの質疑に対し、レクリエーションでグラウンドを貸す場合もJ I S規格100ルクスの照度が必要となる。本格的な照明以外の簡易投光器で十分な照度を確保することは難しいと考えているとの答弁がございました。

次に、今回の陳情者の趣旨に立ち返ると、照明施設をつけてほしいということではなく、利用時間を1時間延長してくださいとある。照明については、自分たちで持ち込む、けがをした場合は自分たちで責任を負うとの覚書みたいなものを交わす等とある。また、先ほどの答弁で確認したのは、照度が100ルクスなければならないことが法的に決まっている中で、持ち込んだ照明に対して貸主である市が毎回100ルクスあるかどうか確認を行わないで使用を許可した場合、法を侵すことになるのかどうか。また覚書を交わしたからといって、万が一けがをした場合、市は法的にどのようなことになるのかとの質疑に対して、照度が100ルクスに満たない中で条例を改正して利用時間を延長し、その中で仮に事故が起こった場合、損害賠償を請求されたときには賠償責任が生じるという事例がある。顧問弁護士に今回の事例について話を伺ったが、個人のほうから賠償請求をされた場合は賠償責任が生じると考えている。また、法的な根拠ということでは、国家賠償法というのがあ

り、第2条の第1項に道路、河川、その他の公の建造物の設置または管理に瑕疵があったため他人に損害が生じたとき、国または公共団体はこれを賠償する責に任ずるといふのがあるとの答弁がございました。

質疑を終了し、自由討議を行いました。

主な自由討議は以下のとおりです。

まず、スポーツ施設の充実に対しては賛成するところであるが、今陳情の夜間利用に関しては、照明設備がない中で、責任の所在や公平性の問題もあり、今陳情に関しては賛成しかねる。

次に、別の委員から、市内でサッカーについては全体的に場所が少なく、積極的に市としても使える場所や夜間利用をふやすように考えなければならないと思う。この陳情の趣旨については夜間利用したいということなので、趣旨採択という形で採択した上で、厚生文教委員会として所管事務調査を行って、近隣の住民の方の意見を聞きながら時間延長の可能性を探るべきであるとする。

次に、別の委員から、今陳情の桜が丘グラウンドなどの夜間利用時間の延長に対しては、夜間照明のないところで夜間の貸し出しはできないと考えるので、採択すべきではないという立場である。

また、別の委員から、この内容で陳情採択は誤解を生じさせてしまうと考え、慎重に判断すべきと考える。

以上、自由討議を終了し、1名の委員から討論がございました。

賛成の立場での討論として、市内にスポーツ施設が不足しているが、照明のない中で貸し出すわけにはいかないことはもっともだと思うが、何とか今ある既存の施設の中で利用延長できるような可能性を探る必要は十分あると思う。その意味でこの趣旨には賛成をし、調査研究をするべきではないかと考える。

以上、討論を終了し、起立により採決を行いました。

起立少数、よって、27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情は、不採択と決しました。

続いて、28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情について審査を行いました。

本件については3月8日に審査を行いました。

市の取り扱い事務でないことから、説明員の出席はございませんでした。

よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いました。

主な自由討議は次のとおりです。

初めに、この陳情に関しては、陳情の趣旨にあるとおり、年金積立金に関して、その運用に長期的なリスクを伴わない安全かつ確実な運用を求める意見書を提出してくださいということなので、公的年金とされている厚生年金、国民年金の運用を一任されているGPIF、年金積立金管理運用独立行政法人が2014年10月に基本ポートフォリオを見直したことによって、株式投資が今までの国債中心から株式投資、国内外を含めた株式投資に全資産の50%を投資できるように見直しを行ったことによって、市場の変動による運用損益の幅が大きく上下し運用資金にリスクが伴うので、ぜひとも株式投資ではなく、今までのように国債中心の運用の仕方にしていただきたいということを含めた意見書の提出だと思うので、その運用に当たっては、長期的な観点から安全な運用をぜひ堅持すべきというところで、この陳情に関しては採択し、意見書を提出すべきだと考える。

次に、別の委員から、この陳情は必要ないものとする。その理由として、平成28年2月2日に第36回、同2月8日に第37回社会保障審議会年金部会が開かれており、その中の内容を見ると、GPIFの関係の問題、運用のあり方の問題についてしっかりと議論している。陳情者が申しているような不安がどこにあるのか疑問

である。年金積立金の管理運用を厚生年金保険法等に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行われるものとされており、年金財政上必要な利回りをしっかりと確保しつつ、リスクを抑えていく運用が重要であると考え。単一の資産で運用するよりも、さまざまな投資対象を組み合わせ、リスクを抑えながらリターンを獲得していく分散投資が重要であり、この手法は大規模な機関投資家における投資では一般的なものであると考えられている。現在のポートフォリオは、デフレからの脱却に対応し、分散投資の考えに基づき、専門家らが最もふさわしい資産の組み合わせを検討した結果、国内債券に偏っていた基本ポートフォリオから他の資産への分散を進めたものであり、この変更により長期的に年金財政上必要な積立金を下回るリスクが少なくなったと考えられる。

また、現在検討を進めているGPIF改革は、年金積立金の運用に対する国民の信頼を一層高めるため、GPIFのガバナンス改革に取り組むとある。具体的には、基本ポートフォリオなど重要事項について、理事長1人が最終的な意思決定を行う現行の仕組みを改め、複数の専門家による合議で意思決定を行う枠組みとする合議制機関のメンバーについては、経済、金融、資産運用などの専門家から厚生労働大臣が指名することとなり、労使を代表する団体が推薦する者各1名を含むとするほか、透明性の確保のため、あらかじめ労使の代表も参画する社会保障審議会の意見を拝聴した上で、任命の基準を定めて公表すると考えられている。以上の内容が検討されていることから、この意見書を出す必要はないと考える。

次に、別の委員から、公的年金制度は、国民の老後の生活を支える柱であり、その運用は安全性と確実性が求められる。陳情理由にあるとおり、個々の公的年金の運用に対するグリーンピア問題や年金記録問題など、国民の年金制度に対する不安や不満が強いものと思う。世界を見ても、日本ほど巨額な公的年金資金を市場で運用している国はほかにはない。また運用に失敗しても責任の所在がわかりにくく、責任をとらない仕組みとなっていることも問題だと思う。市民、国民の中にある公的年金に対する不安を払拭するためにも、東大和市議会としてこの意見書を提出すべきであると考え。

次に、別の委員から、この陳情については非常によくわかるものであるが、既に政府で取り組んでいる内容であり、意見書を出す必要はないと考えるとありました。

以上で自由討議を終了し、2名の委員が討論を行いました。

討論の内容は次のとおりです。

初めに、賛成の立場での討論として、140兆円に及ぶ公的年金積立金の管理運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人GPIFは、平成26年10月に積立金の管理及び運用における長期的な観点から、資産構成割合を定める基本ポートフォリオを変更し、それまで12%とされていた国内株式、外国株式の資産割合をそれぞれ25%まで引き上げを行った。その結果、運用益は平成27年度第1四半期にプラス2.6兆円、同第2四半期にはマイナス9.7兆円、同第3四半期にはプラス4.2兆円となり、同第4四半期には本年1月から株価下落に伴いマイナスとなる見込みである。このような不安定な運用結果では、厚生年金保険法と国民年金保険法に規定されている年金積立金の運用に関する専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって運営の安定に資するという目的に反する上、GPIFが独自で運用の方法を規定できるため、独立法人のガバナンスにも問題があり、年金制度に対する国民の信頼を損なう運用となっていることは明白である。

したがって、国民の将来への安心、年金積立金の健全な管理運営のため、その運用方法を見直し、GPIFのガバナンスの抜本的改革を行う必要性に鑑み、今陳情に賛成し、東大和市議会として意見書を提出すべ

きものであると考える。

次に、反対の立場の討論として、今陳情の内容については、既に政府でいろいろな知見が判断されている。厚生年金保険法の第79条の2には、年金の積立金に関して、年金の運用の目的として、専ら厚生年金保険法の被保険者の利益のため、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うと定められている。

年金財政は、保険料、運用収益、公費によって賄われており、将来にわたり年金給付を維持していくため適切な運用を行っていく必要があると考える。より効果的に年金積立金を運用していくため、今般の基本ポートフォリオの見直しが行われたものであり、現行法でその責任は厚生労働大臣が最終的に負うことになっている。政府によりますと、民主党政権時代の基本ポートフォリオであれば、2039年の時点で明らかに長期的に年金財政上必要な資金が得られないものとなっており、新しい経済情勢のもとで新しい基本ポートフォリオが必要となってくるものと考え、今陳情での意見書の必要はないと考える。

以上、討論を終了し、直ちに採決を行いました。

起立採決の結果、可否同数、よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして本件に対する可否を裁決いたしました。

28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情は、不採択と決しました。

以上、平成28年第1回定例会厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

議長におきまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

---

午前10時53分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔3番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、上林真佐恵です。日本共産党を代表いたしまして、27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情、28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情に対しまして、それぞれ賛成の立場で討論いたします。

初めに、27第13号陳情につきまして、先日の私の一般質問でも市内の体育・スポーツ施設について取り上げ

させていただきましたが、市内にスポーツ施設が不足していることは市も認めるところであり、早急な対策が必要だと考えます。

陳情の趣旨そのものは、桜が丘グラウンドなど運動施設の夜間利用の延長を求めるものであり、今後市として投光器の貸し出しや夜間照明の設置など、市内の各スポーツ団体や周辺住民の方々とも十分な協議を重ねながら積極的に取り組むべきとの考えから、本陳情には賛成をするものです。

続きまして、28第8号陳情につきまして、公的年金制度は国民の老後の生活を支える柱であり、その運用には安全性、確実性が求められます。陳情理由にもありますとおり、過去の公的年金の運用に対するさまざまな問題によって国民の年金制度に対する不安、不信任はとても強いものとなっています。

2014年10月末に行われた基本ポートフォリオの見直しでは、株式投資比率の目標を、日本株、海外株ともに従来の約2倍である25%にまで引き上げましたが、その後、2015年7月から9月の運用損益は7.8兆円の赤字に転落しています。国民の貴重な財産を大きなリスクにさらすようなことはするべきではないと考えます。

国民、市民の公的年金に対する不安を払拭するためにも、東大和市議会として意見書を提出することに賛成いたします。

以上で討論を終わります。

〔3番 上林真佐恵君 降壇〕

〔17番 荒幡伸一君 登壇〕

○17番（荒幡伸一君） 公明党の荒幡伸一でございます。私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました第8号議案 東大和市消費生活センター条例に賛成、27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情に反対、28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情に反対の立場で討論を行います。

初めに、第8号議案であります。過去の一般質問において消費者保護の観点からさまざま質問し、消費生活相談員の実務や活動内容等についても確認をさせていただきました。また、相談者の希望もあり、実際の相談現場にも同席させていただきました。そのときの対応はすばらしく、最終的にしっかりと悪とのつながりを絶っていただきました。

そして、現在も悪質な新種の詐欺が横行しております。市民への啓発と丁寧な相談が行われるよう体制の構築のためにも、東大和市消費生活センターの設置は欠かせないものであり、業務のさらなる充実を期待いたします。

次に、27第13号陳情であります。私ども公明党として、スポーツ施設の充実に関しては一般質問等で要望してまいりましたが、今陳情の趣旨に即したような夜間利用に関しては、スポーツをするのに安全な環境とは考えられないことを委員会審査で確認をいたしました。

公明党は、これまでも桜が丘市民広場や小中学校グラウンドへの夜間照明を求めてまいりました。2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、市として責任を持って夜間照明の設置を進めていただきたいと思います。

改めて、安全な環境でスポーツが楽しめる施設の充実を要望いたします。

次に、28第8号陳情であります。陳情の趣旨については理解できるものではあります。既に政府にて取り組んでいる内容でもありますし、公的年金制度の持続可能性を高めるため、将来世代の給付水準確保や保障機能の強化などが目的で年金制度改革法案が去る3月11日に閣議決定をしております。

内容については、年金の支え手である現役世代の減少などを考慮し、賃金・物価の上昇よりも年金額の伸びを抑えるマクロ経済スライドの発動ルールを2018年度から見直すことになっています。

同スライドは、年金額改定の際、本来の改定額から一定の調整率を差し引くもので、現行は景気後退期の調整を一部にとどめていますが、未調整分を先送りすれば、その分将来世代の給付水準が低くなります。このため法案では、景気回復期に年金額が減らない範囲で前年度までの未調整分もまとめて調整を行うよう改めており、現在20歳の人が65歳のときに受け取れる年金が夫婦で月2,000円程度改善する見込みとなっております。

このほか、賃金が物価よりも下がった場合に、賃金に合わせて年金額を改定する見直しも2021年度に行われます。また、GPIFの信頼性を高めるため、理事長が1人で重要事項を決める体制を変更し、合議制の経営委員会を新設することにもなっております。

以上のことから、本市として意見書を提出する必要はないと考えます。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

[17番 荒幡伸一君 降壇]

[6番 大后治雄君 登壇]

○6番（大后治雄君） 議席番号6番、大后治雄でございます。興市会を代表し、28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情に賛成の立場で討論を行います。

さて、140兆円にも及ぶ公的年金積立金の管理運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人GPIFは、平成26年10月に、積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合を定める基本ポートフォリオを変更し、それまで12%までとされていた国内株式・外国株式の資産割合をそれぞれ25%にまで引き上げました。

その結果、運用益は、平成27年度第1四半期、4月から6月にはプラス2.6兆円、同第2四半期、7月から9月にはマイナス7.9兆円、同第3四半期、10月から12月にはプラス4.2兆円となり、同第4四半期、1月から3月は、本年1月からの株価下落に伴いマイナスとなる見込みであります。

かように不安定な運用結果では、厚生年金保険法と国民年金法に規定されている年金積立金の運用に関する専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより将来にわたって運営の安定に資することという目的に反する上、GPIFが独自で運用の方法を決定できるため、独立法人のガバナンスにも問題があり、年金制度に対する国民の信頼を損なう運用となってしまっているのは明白であります。

したがって、国民の将来への安心、年金積立金の健全な管理運用のため、その運用方法を見直し、GPIFのガバナンスの抜本的改革を行う必要性に鑑み、本陳情に賛成するとともに、東大和市議会として意見書提出をすべきと考えるものであります。

以上であります。

[6番 大后治雄君 降壇]

[9番 中村庄一郎君 登壇]

○9番（中村庄一郎君） 自由民主党、中村庄一郎です。28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情に反対の立場で討論をいたします。

年金積立金の管理運用は、厚生年金保険法等に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行われるものとされており、年金財政上、必要な利回りをしっかりと確保しつつ、リスクを抑え

ていく運用が重要であると考えています。

単一の資産で運用するよりも、さまざまな投資対象を組み合わせ、リスクを抑えながらリターンを獲得していく分散投資が重要であり、この手法は大規模な機関投資家における投資では一般的なものであると考えています。

また、デフレから脱却し、物価・賃金が上昇していく局面では、債券運用によって必要な利回りを確保していくことは困難であると見込まれます。

現在の基本ポートフォリオは、デフレからの脱却に対応し、分散投資の考え方に基づいて専門家等の最もふさわしい資産の組み合わせを検討した結果、国内債券に偏っていた基本ポートフォリオから、他の資産への分散を進めたものに変更したものであり、この変更により長期的に年金財政上必要な積立金を下回るリスクは少なくなったものと考えております。

なお、GPIFの中期計画では、運用体制の整備に伴い管理運用されるオルタナティブ資産は、リスクリターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とするとの記載がされております。実際のオルタナティブ投資の実施に当たっては、リスク管理体制の整備を図るとともに、あくまで専ら被保険者のために分散投資の観点からGPIFにおいて検討されているものと考えています。

現在検討を進めているGPIF改革では、年金積立金の運用に対する国民の信頼を一層高めるため、GPIFのガバナンス改革に取り組むこととしています。

具体的には、基本ポートフォリオなどの重要事項について、理事長1人が最終的な意思決定を行う現行の仕組みを改め、複数の専門家による合議で意思決定を行う枠組みとすることや、意思決定・監督と執行を分離すること等を検討しているところであります。

合議制機関のメンバーについては、経済、金融、資産運用などの専門家から厚生労働大臣が任命することとなりますが、労使を代表する団体が推薦する者各1名を含むこととするほか、透明性確保等のため、あらかじめ労使の代表も参画する社会保障審議会の意見を拝聴した上で、任命の基準を定めて公表することも考えているところであります。

GPIFの中期計画では、株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のためESGを含めた非財務的要素を考慮することについても、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討するとされているというふうに承知しております。また、GPIFは、ESGに対する考え方を明確にするため、平成27年9月16日に国連責任投資原則に署名して公表しております。

年金積立金の運用収益は、長期的な観点から捉えるべきものであり、本年第2四半期の収益結果のみをもって政策転換を行うべきではないものと考えております。

以上のことから、28第8号陳情に反対し、討論いたします。

〔9番 中村庄一郎君 降壇〕

〔15番 和地仁美君 登壇〕

○15番（和地仁美君） 議席番号15番、和地仁美です。28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情に反対の立場で討論を行います。

本陳情の趣旨は、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書を国会及び関係行政庁に提出することを求めているものです。

公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人、以下GPIFと申します、は、これまでの積立金の

ほとんどを安全とされる国債で運用してきましたが、安倍政権になって運用方針の抜本的な見直しが進められました。2014年10月にまとめられた新しい運用方針では、国債の比率が60%から35%に低下し、国内株の比率は逆に12%から25%に引き上げられ、外国株を合わせると全体の50%が株式という構成となりました。

GPIFは、2015年11月30日、7月から9月期の運用実績が7兆8,900億円の赤字になったと発表しましたが、GPIFでは日本株の期待リターンを約6%、1年間で想定されるリスク、ボラティリティを最大でプラスマイナス50%としており、外国株もほぼ同様の数値を設定しています。昨年6月時点から12月1日までの間に日経平均は約14%、ダウ平均株価は約8%下落しているため、機械的にGPIFの設定した数字を当てはめると約7兆円の損失が発生している計算となり、これはファンド運用を行う専門家からすれば予想どおりという数字とのことです。

年が明けてからは、中国リスクなどで株式市場は暴落を繰り返しており、公的年金の株式運用の大幅な評価損についてさまざまな報道がなされていること、また日本人は基本的に株式投資を嫌う国民と言われていることなどから、GPIFのポートフォリオの変更に反対の声が出ていることは承知しているところです。

さらに、GPIFのポートフォリオ変更に伴って、数兆円の資金が株式市場に流入したことにより空前の株高が演出されたこともあって、GPIFの株式シフトについては株価対策との批判も出ています。しかし、このポートフォリオの変更は、株価対策というよりも、年金財政の悪化という切実な事情があると考えます。

公的年金は、引退世代への給付については、そのときの現役世代から徴収した保険料で賄うことを基本原則にしつつも、引退世代の人口の比率が高まっていないときに徴収した保険料の一部を将来の給付原資として積み立て、引退世代の比率のほうに現役世代の比率より高まった際に給付する一部をその積立金の運用収入で賄うという修正積立方式です。

高齢化が進んでいる現在は、年金の給付額が年金保険料の徴収額を上回っており、GPIFの積立金は毎年3兆円程度減少している状況です。つまり、何もしなければあと数十年で年金積立金がなくなってしまうという状況を鑑み、リスクを覚悟してでも期待リターンの高い株式にシフトしたというのがポートフォリオの変更の本当の理由だと考えます。

以前のような債券投資を中心に国債で運用し、満期まで持ち切れば元本は戻り、保有期間の金利収入は確保できる。だから、安全な投資だとの考えを持っている人は多くいると思いますが、それは日本経済が高度成長を続けており、国内の金利水準が6%や8%だったころの話だと考えます。当時は年金運用は年5.5%の利回りを目標にしていたのですが、債券の満期までの持ち切り運用でその運用責任は十分に果たせていました。また、当時は年5.5%を上回った運用益は余剰と位置づけられ、年金保養施設などの建設も行っていたことも事実です。

しかし、日本が超低金利、そしてゼロ金利政策に踏み切ったことにより、債券運用での利金収入が激減しています。国債投資は決して100%安全なものでもなく、もし長期金利が上昇すればキャピタルロスをおこします。満期まで保有すれば損は発生しませんが、金利上昇時には物価も上がります。年金額が物価スライドするため、低利回りの国債への投資では債務の増加をカバーできないことも考えられます。また、インフレが進めば債券価格が下落するため、債券中心のポートフォリオでは損失が発生することも予測されます。

さらに、昨年9月には、評価が高いとされているアメリカの格付け会社、スタンダード・アンド・プアーズが日本国債の格付けをダブルAマイナスからシングルAプラスに1段階引き下げるといふこともありました。つまり国債での運用もリスクが高くなっているということです。



陳情者のいう被保険者の利益のための安全かつ確実な運用というのは、過度に安全性を優先するかわりに年金の支給額の減額を受け入れるということではないと思います。

厚生年金保険法では運用に関して、被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うと規定され、GPIFに対しては、運用は安全かつ効率的に行わなければならないと年金積立金管理運用独立行政法人法で規定されています。つまり、これらの法にのっとって長期的、安全かつ効率的な運用をGPIFが行い、積立金を効率よく運用し、運用収益を得ることで年金給付の改善や将来の現役世代の保険料負担軽減の余地を生み出すことが重要だと考えます。

公的年金に関していう安全とは、将来にわたって制度を維持するため、年金財政の改善を行うための仕組み、すなわちさらなるガバナンス体制の強化、言い換えれば専門家による監督を強化し、定期的にチェックを行うことだと思います。この点については既に閣議決定をされているところです。

また、市場動向が激しくなっている時代だからこそ、投資におけるリスクを回避する上で基本とされている卵を一つのかごに盛るなという分散投資の考えからも、ポートフォリオの見直しは不可欠だったと考えます。

投資は長期的視点で考えることが重要で、まだポートフォリオ変更から数年しか経過していない現時点で運用益の少ない国債にシフトすべきだという視点こそ、投資ではなく投機的だと思います。

よって、陳情者が求める意見書は時期尚早、かつ既存の国債での運用では、陳情者のいう被保険者、受給者が被害をこうむる可能性もあることを鑑み、反対討論といたすものであります。

以上です。

[15番 和地仁美君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 東大和市消費生活センター条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

27第13号陳情 桜が丘グラウンドなどの運動施設の夜間利用を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

日程第 7 第27号議案 市道路線の一部廃止について

日程第 8 第28号議案 市道路線の認定について

日程第 9 第29号議案 市道路線の一部廃止について

日程第10 第30号議案 市道路線の廃止について

日程第11 第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例

日程第12 28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情

日程第13 28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情

日程第14 28第7号陳情 ちょこバス事業に関する陳情

○議長（関田正民君） 日程第7 第27号議案 市道路線の一部廃止について、日程第8 第28号議案 市道路線の認定について、日程第9 第29号議案 市道路線の一部廃止について、日程第10 第30号議案 市道路線の廃止について、日程第11 第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例、日程第12 28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情、日程第13 28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情、日程第14 28第7号陳情 ちょこバス事業に関する陳情、以上議案5件、陳情3件を一括議題に供します。

以上8件につきましては、建設環境委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 佐竹康彦君 登壇]

○16番（佐竹康彦君） ただいま議題に供されました第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例、第27号議案 市道路線の一部廃止について、第28号議案 市道路線の認定について、第29号議案 市道路線の一部廃止について、第30号議案 市道路線の廃止について、28第7号陳情 ちょこバス事業に関する陳情、28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情、28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情、以上議案5件、陳情3件につきまして、建設環境委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

この審査は、平成28年3月9日に本委員会を開催し、副市長ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

まず、第27号議案 市道路線の一部廃止についてから第30号議案 市道路線の廃止についての市道に関する4議案を一括議題に供した後、現地視察を行いました。

現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。

質疑、自由討議、討論を終了し、採決いたしました。

採決の結果、第27号議案 市道路線の一部廃止についてから第30号議案 市道路線の廃止についての4議案

は、全て原案どおり可決と決しました。

次に、議案第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例、28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情、28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情の議案1件、陳情2件を一括議題に供しました。

議案については、本会議において提案理由の説明が終了しているため、陳情を朗読させ、直ちに審査に入りました。

主な質疑は次のとおりであります。

初めに、今回の改定は唐突な値上げだと感じる。ここに至った経緯と、なぜ今改定しなければならないのか、また軽減措置としての取り組みはどうかとの質疑に対し、改定に至った経緯は、財政健全化を進める際の地方公営企業の経営は市にとって大きな課題であり、今回の改定は一般会計からの繰り入れに依存する下水道財政の独立採算制を高めるとともに、使用者の使用の対応に応じた負担の適正化を図り、将来にわたって事業を安定的に運営していけるようにするためのものである。今改定をしなければならない理由は、料金の水準の適切性をあらわす指標の経費回収率が平成26年度決算で当市は71.8%である。これは、多摩26市平均107.1%、区部では120.9%、全国平均では96.6%を下回る。国土交通省が示す下水道経営改善ガイドラインにおける評価では、80%未満であるため3段階評価で最低のCランクだ。これは80%以上100%未満であるBランクに早急になるよう改善を行う必要があるとされている。100%以上であればAランクで、これが本来下水道事業が目標とすべきランクとして考えている。これに近づけるため、将来の水需要を踏まえた料金設定をしておかないと、さらに大きな改定が必要となる。経費回収率を早期100%水準とすることを目標にした改定が必要であるため、ここで改定をしなければならないのである。軽減措置に対する取り組みは、使用料の減免措置は汚水排出量10立方メートルの基本排出量までを現在料金を免除としており、今後3年間、従前の基本排出量までに相当する使用料の免除をしたいと考える。財政の健全を図るため、下水道総合計画及び行政改革大綱に基づく計画を推進していくことが重要だとの答弁がありました。

次に、平成12年以降値上げをしなかったが、15年間市はどのような取り組みをしてきたのか、また人件費の削減について具体的な効果はどれほどかとの質疑に対し、平成12年の改定後は高資本費対策として起債の借りかえを行った。平成17、18年度には、公営企業金融公庫借換債の発行により約1,140万円の効果があった。平成19年から22年度までは公的資金補償金免除繰上償還借換債の発行により約5億180万円の効果額があった。平成18年度から資本費平準化債を発行し、償還期間の繰り延べにより現役世代の負担軽減がなされ、一般会計からの繰り入れの抑制を図った。また、人件費の削減や東京都への業務委託などにより経費に効果があらわれるように対応してきた。人件費は、改定をした平成12年度には下水道課職員9名であったが、平成26年度は7名で2人減で費用削減を図ったとの答弁がありました。

次に、今回改定をしなかった場合、将来的な下水道の維持管理にどのような影響が出るのかとの質疑に対し、今後インフラを含め、多くの公共施設の老朽化を迎える市にとって、更新を効率よく適切に行うことは重要な課題である。多くの政策課題に取り組むためにも、一般会計の負担を軽減し、山積する課題に計画的に取り組む必要がある。適切な更新計画作成の必要から、現在建設基金残高がない状況であるため、更新事業に当たっては、使用料の大幅な改定や一般会計からの多額の繰入金に頼る等の影響があるとの答弁がありました。

次に、将来の下水道を維持するためには何らかの対応が必要だが、市民に一定の負担をお願いする上で、理解を得るには、負担がふえた分の財源がどのように使われているのか見えるようにすることが大事だ。例えば

今回の改定により一般会計の繰入金が減額になると考えるが、その財源の一部を学校や公共施設のトイレの回収、下水道設備の長寿命化を図る非破壊検査の実施等に充て、これを進めるべきではないかとの質疑に対し、市民の皆さんに御協力をいただき、一般会計の負担軽減が図られるなら、将来の施設更新に備えた積み立てや、また本来緊急度が高いが予算の関係で実現ができない事業がたくさんある中で、一例を挙げれば、学校関係のトイレ改修の要望は小中学校全15校から継続的に御要望いただいている。市としては、万が一のときに児童・生徒の命を守ることを第一の緊急の課題として、校舎の耐震、それから外壁を優先的に進めてきた。これからは非構造部材を進めていくが、トイレについても要望も必要性もわかるが、予算がなかなか回せずにその後という基本的な考えで持っていた。今回、こういう料金の改定をさせていただくということで、一般会計からの繰出金が減るため、それをこの改修にも充てていくということで、本来一般会計ですべきところを緊急度の高いところに回していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、この下水道料金の改定は大きな転換期と考える。平成12年度で改定されて以来、15年間改定されていない。この費用負担の応分のあり方が第4次行政改革大綱の計画で、3年の見直しを実施するという大綱が生まれた。この東大和市で行政改革大綱が非常なインパクトを強く理事者に与えていると考えられる。この行政改革大綱の趣旨に基づいて、今までの右上がりの経済の中でいろいろな事業が展開され、その事業に見合った見直しという時期が、下水道に限らず、行政大綱の中でうたわれた。行政大綱のあり方が3年ごとの見直しを実施していくということになっている。

そして、この料金改定が議論されたときに、必ず無駄遣いがあったところの改定をしない、そして利益が出た場合はどこへ今度は使うんだとか、それを市民に明確にしないとか、行政改革大綱の中で利益追求のことについてはうたわれてきたと思う。そういう行政大綱の見直しについて、行政改革大綱があるから国の指導によってこれをやりなさいと、そういうことでこういう見直しが行われてきた。この見直しのあり方が行政改革大綱の計画推進あるいは基本構想の中で、これにかかわるものが今後出てくるのか、この大綱のあり方をどのように理解していけばいいのか、そのあたりのことをどう考えるのかとの質疑に対し、平成12年に改定して以来、15年にわたって改定をしていなかったという部分に起因する御質疑と受けとめる。過去のことは先ほど答弁があったが、一定の経費削減の努力はしてきた。しかし、改定については見送ってきた。その結果が今回の改定につながっているということで、今回の改定の一時期を捉えると非常に改定率が高いということで、市民の皆さんに御負担をおかけするということになっている。今お話の出た行政改革大綱の中で、3年ごとの見直しということで、当然水道の使用料だけでなく、市全体の事業を行っていくときにこれが適正かどうかと、最少の経費で最大の効果を求めるためにはどうしたらいいかというのを3年ごとに見直すというのは、引き続き実施をしていくとの答弁がありました。

次に、そうすると、20年の東大和の基本構想があり、基本計画が10カ年あり、そして実施計画が3年のローテーションを行うとあって、単年度予算に反映するということが今までの予算のあり方だったわけだ。そうしたときに、20年構想あるいは10カ年計画、そして間近に迫った3年間の実施計画の中に乗ってきて単年度に反映する。そういう計画の中にこういう第4次行政改革大綱のインパクトが3年で見直せと言われるわけだから、基本構想から始まって実施計画のローテーションも見直しを行ってきているはずである。そうすると、各計画と大綱の重みを考慮し、これをいつまでやるかということ、そのあり方をきちんとしておかないといけない。3年の実施計画の意味合いと、この行政改革大綱の意味合いというのは、どちらの比重が重いのかとの質疑に対し、行政はことしだけうまくいけばいいということではないので、長中期、短期ということで分けているのが

基本構想、基本計画、実施計画と理解している。であるから、東大和市が20年後どういうまちであってほしいかというのを構想の中で定め、20年先だけだと非常に具体性がないので10年後どうかというのを計画で、ここから3年間どうするかを実施計画で計画をしている。そして、それぞれの年度を議会のほうで予算について御審議をいただき、議決を賜って、来年度どうするかという意味決定をしていく。そして、それとは別途、やはり行政改革を進めることは、今市に求められてい最少の経費で最大の効果を上げていくと、民にできることは民にお願いするという流れの中では、当然どちらが重いということではなくて、両方を尊重しながら今後も進めていくという考えだとの答弁がありました。

次に、今回の改定では、当然下水道会計の健全化を図るということは非常に大切なことだ。説明の中では、平成35年ごろに経費回収率が100%達成されるという見通しを立てているが、これは特別な事情がなければ今回の改定をした後に新たな改正はせずに到達できるということによろしいのかとの質疑に対し、全員協議会資料の3ページ表2の下水道財政の見通し及び4ページ目の通算の経費回収率の見通しで示したように、新たな投資を抑制した場合は、特別なことがなければ平成35年ごろ100%水準となることを見通せるものだと答弁がありました。

次に、今回回収率を100%にしていきたいとの点が目標だと思うが、これは一方では、かかったものを全部手数料で集めれば、幾らでもかかっていく可能性や危険性もあると思う。どれぐらいかかっていくか、例えば将来に更新だ、改修だということで経費がかかれば、それを100%回収したいからまた値上げをしますということになるから、いつまで値上げが続くんだという不安もたくさん出てくる。将来的にどれぐらいかかるのか、東大和の下水道料金がここで多摩地域でトップになってしまう理由とか、そういう中身をしっかりと示さないと納得がいかない問題ではないか。全員協議会の中でもいろいろ説明があったが、委員会の中の審議は今回が初めてなので、まず東大和の下水道料金、汚水処理費の高い理由を詳しくわかるように教えてほしいとの質疑に対し、汚水処理費の高い理由はこれまでも説明してきたが、東大和の場合は、昭和51年から下水道整備に取り掛かってきた。その後、後発であったことから、急激に整備を進めた関係で、そのときに高額な総務費である資本費が投入されることになった。その主な財源は市債を発行している。当時の利率が、今よりもはるかに高い5%以上のものがかなり多くを占めていた。そのような事業費が重なったことにより、汚水処理費が大きく今も高くなっているという実情だとの答弁がありました。

次に、要は借金を返していく費用がかなりの割合を占めているということだと思う。今後返済の見通し、将来的にはどれくらいまだ残っていて、それにプラスされるこれからの改修や更新ということが説明の中でもされていたが、それにかかる費用は今後どれぐらいかかると予想されているのかとの質疑に対し、まず、現在の市債の残額が平成26年度決算で約114億円ある。これが、将来的な推計を出したが、平成36年度ごろには新たな借入を抑えた場合ということでいくとおおむね50億円台ぐらいつまみに下がってくる推移がある。将来的な費用については具体的な数字では、下水道総合計画の中に長期の改修事業として、平成37年度以降に平成52年までの長期間で約134億円ほどの更新費用がかかるという推計が出ているとの答弁がありました。

次に、36年度ごろまでに公債費が下がっていけば、経費回収率が100%ということを決めてきた場合に値下がりもあるのかと考えているが、また新たなその後の更新にかかるということなのか。100%の回収率を超えていく状態が続いた場合に値下げしていくのか。また、一般会計からの繰入金を減らしていくということだが、法定内繰入金というのがある程度認められているが、その部分まで含めて100%回収と考えているのか。法定内繰入れは認めて、それ以外のところでの一般会計からの繰入金を減らそうとしているのかとの質疑に対し、

経費回収率の今後ということだが、現在の水準が余りにも低過ぎる。それで公債費が減っていった、それを待って改善を図るというスタンスでいると、既に維持管理をしていかなくてはいけないということや、後の更新、改築に備えていかなくてはいけないといった状況には対応していけない。公営企業は、やはり今あるインフラを安定的に使用していかなくては意味がないことになり、それらを考えると、経費回収率の改善を図り、もし100を超えるような状況になった場合には、今後の改築等に積み立てていくといったことも積極的に考える必要がある。ただ、その点だが、その前に基準内繰り入れの話があったが、当然基準内繰り入れについては、総務省で一般財源を充てることを認められている経費なので、その部分の繰り入れを抑えようという考えはない。基準内の繰り入れを軽減し、一般会計の負担軽減を図りたいという考えだ。

今後の下水道運営については、公共料金の算定は、総括原価方式が原則になっている。しかし、下水道料金設定の考え方の中には、今後の改築に関するものをどう充てていこうかというのが現在明確になっていない。電力や水道などの公共料金は、そういう改築に要する更新的なものが事業報酬に入っている。単なる自由に使える利潤ではなくて、将来の改築に当たるものまでもきちんと見るといえるものが制度上備わっており、各事業法によってそれを見なさいということ言われている。当然、公共事業を安定的に運営していくためにはこれらが必要だが、下水道については現在のところ、まだその考えがはっきり確立されていない。しかし、全国の自治体でも既に100%概成に近い状況が出てきており、問題になっているのは大量更新の時期を迎えているということだ。その中では、的確に今後それらを見込んでいかなくてはいけない。環境の変化があるので、そういう環境に対応していくのも地方公営企業の適切な事業運営にとっては大切な部分であると認識している。そのようなことから、プラスになったような状況等を把握するためにも、3年後にきちんとその状況を検証し、その時点でどういうことが必要かということを見きわめて、料金の設定を議論させていただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、そのような仕組みや将来的な経費などがわからない中で、値上げだということばかりが先行して伝わっている。もちろん生活をしている身としては、その金額というのが非常に大きなことではあるが、やはりこの下水道事業を運営していく上でこれだけ必要なんだ、今までもそうだし、これからのこともこれだけかかるというようなことをきちんともっと市民へ向けた説明が必要だと思う。下水道審議会の答申でも、附帯意見で市民への説明ということが書かれていた。市民の方への説明というのは、これまでも説明会等でされてきたが、その様子、またそれから今後についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、下水道審議会ですら説明に努める必要があると附帯意見を付されている。この中には、値上げをする、改定するときに、その時点でその状況を説明するということだけを含んでいるわけではない。下水道が生活に果たしている役割、どれだけ環境に寄与しているか、今後どういうことで維持管理していくのにどれぐらいの費用がかかるかといったようなこともふだんからきちんと説明する必要があるだろう。高資本費対策を行ってきたこと、また資本費が高くなかなか返し終わらないというような状況について、すぐ返してしまえばいいのではないかという市民からの問いに対しても、今回の説明会の中でも、一度借りたものをルールの中で返さなくてはいけないので、ぼんと返すというようなことが必ずしもできるものではないと説明していけば、そこで理解してくださるという場面もあった。そのようなことから、やはりふだんから下水道の大切さ、それから今後問題が起らないように維持していくための必要性といったことをあわせて説明をしていく必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、ごみ対策課のほうでござすけだよりというのを出した。非常によいものと思う。そういった何か周知

をできるような方法を考えていただきたい。また、以前いただいた資料の中で、有収汚水量というのに対して不明水というのがあり、平成26年度は不明水の量が非常に多くなっていて、その量がふえると負担額もふえるのではないかと考える。この不明水についてどういうものなのかということと、それに対する対策、対応をどのようにされるのか教えてほしいとの質疑に対し、不明水は、污水管渠の中に污水以外の水、雨水や湧き水などが何らかの形で管に侵入することによりふえる量が不明水ということだ。これについては東大和市だけの問題ではなく、流域関連の9市との共通課題であると認識している。また、不明水の量が26年度は平成25年度に比べかなり大きくふえている状況がある。これらがふえることで流域下水道に支払う維持管理負担金にもはね返ってくるので、これらの量を減らすことが課題であるとの答弁がありました。

次に、市民生活への影響との関連で、この間、市民所得が減少している中で、今回大幅な値上げを提示していて、市民からどういう反応があるか伺う。また次に、収入不足の解消策について、有収率をどう上げていくのか。例えばカメラ調査をやったりとか、具体的な取り組みを幾つかこの間やられたと思う。今26年度の資料で有収率85%ぐらいのところだが、15%びったりとはいわないまでも、例えば10%ぐらい上げた場合、回収率の改善も大幅に進むのではないかと考える。そういう技術的な余地があるのかどうか。また、それを達成するとすればどういうことが課題になるのか伺う。また、一般会計からの基準内繰り入れ、基準外繰り入れという区別があるが、この間、総務省がその基準については逐次改定をされているかと思う。この基準の改定によって今回の改定を必要とするようなプラスやマイナスの影響があったのか。また決算にはどういふに反映をされたのかを伺うとの質疑に対し、どのような意見や問い合わせがあったかについて、下水道使用料金については、生活に密着する公共料金ということとから、1月開催の説明会でも改定については厳しい御意見があった。また、再検討すべきだという意見もあった中で、また次のような意見もあった。平成12年からなぜ見直しを実施してこなかったのか。今後運営に当たっては、もっと低コスト、効率化を図って、もっと職員のスキルアップに取り組むべきではないか。また、15年間改定をせずに受益者として恩恵を受けてきたので改定はやむを得ないのではないか。一般会計の負担を減らすことは大切なことではないか。また、きちんと維持管理を行うことで事故のないようしなければならぬではないか。あとは、改定はもっと早く行うべきであった。今回改定をしなければ、今後子供や孫の世代への影響が大きくなる。今後のことも考えると、使用料の少ない方にも影響は仕方がないのではないか。今後はこのようなことがないように定期的に見直しの検討をすべきであるというような意見が寄せられた。

不明水の解消については、市の対策として、現在も適正な維持管理ということで、市内の管渠の調査を図ること、また清掃することにより、管のふぐあい等が発見された場合にはその都度適正な処置、補修等を行い不明水を減らせるような対策をしている。これから改修が図られていくことにより不明水の量が減ると有収率が高くなる。そうすると、今まで使用料で賄わなければならない汚水処理費が下がることが考えられるので、経費回収率が大幅とはいかないが、改善していく余地は残されているかと思う。基準内繰り上げのことだが、これは毎年総務省が全国の地方公営企業に対しその経営状況を把握するために一律の調査を行っている。その中に、積算する内容として基準内繰り上げとして認められる経費はこういうものだというようなことを通知してくる。それは毎年多少変動があり、それに基づいて出しているものだと答弁がありました。

次に、有収率を上げるために具体的な手だて、例えばカメラ調査などをやるに当たっての人の手というのがどうしてもかかる。先ほどの報告だと、この間人件費を削減するために人も減らして、最小限の体制で努力をされたというお話だったが、逆にひっくり返していうと、そここのところで手がなくて十分な維持管理に人をつ

けられなかったということは心配としてはないのかどうかということを知りたい。国会でも全国でそのようなことが問題になって、技術職員が不足しているから、やっぱりそこをちゃんと手当してほしいという話が出ていた。東大和の場合、具体的にはどうなのか。一般論としてはそういう傾向があったのかどうかということも知りたいとの質疑に対し、行政改革の推進によって、市全体の職員を削減してきた。それで経費を切り詰めてきたということがあるが、この下水道事業について、先ほど人が減っている中できちんとした維持管理ができていくかというようなことにつながると思うが、なかなか専門的な調査でもある。そこについては、やはり専門的な技術、また知識を持っている専門業者に委託をしていくということで、市内を6つのブロックに分けて順次調査をしているということがある。異常が発見されたところはカメラを入れてきちんと原因を探るといったようなことで対応している。全国的に技術職が少なく、インフラの維持管理、または点検に支障があるということが報道されているが、国土交通省のほうでもそういったことを防ぐためにいろいろとアドバイスもしてくれるし、相談にも乗ってくれる。また、最近では交付金対応にしていくというようなこともある。そういったところをいろいろとアンテナを張っておき、調査等に効率よくそういう交付金を使っていくなどして間違いのない対応をしていきたいとの答弁がありました。

次に、国が交付金もつけて手当てをしていくという話であった。そうすると、一旦費用としては出ていくものがあるが、その中には交付金が後から入ってきて、ほかのものも含め実質の費用としては削減されるということが下水道会計一般の中には少なからずあるということで理解してよいか。また、この改定案の中で污水处理費の原価といったものも、差し当たって調査に使った費用など一旦経費として算入されていると思うが、その交付金の分というのは特にその場で差し引くというような考え方ではないかと思っていのかとの質疑に対し、今後の維持管理に関する経費の中には、そのような調査も含まれているので、そここのところに充てられる特定財源については工夫して充てていきたいと考えている。予算を組むときには、歳入予算と歳出予算を見ているので、そこでの差し引きという形になる。交付金については、長期にわたってどういう委託の調査にどこまでがつくかといった見込みをまだ行っていない。今後そういったものがどう影響してくるかというのを見ていくのなら、シビアに見なくてはいけないと思う。現段階で、全員協議会の資料などで示してきた中にはそういったものは含まれていないという状況だとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議を行いました。

自由討議はなく、これを終了し、討論を行いました。

討論は次の2件です。

まず、第20号議案に反対、28第10号陳情並びに28第11号陳情に賛成の立場の討論で、第1に、使用料については、同じ地方公営企業であっても、水道法では、紹介があったとおり、適正な原価に照らして妥当なものであることとしているところ、下水道法では適正な原価を超えないものとして同一の基準とはしていない。下水道料金は、料金体系に所得の多少が反映されないため、機械的な独立採算制で使用料を設定すれば、生存に必要な最小限の利用をも保障できなくなる。市民の所得が減少している中での大幅値上げとなることは、総務省の調査でも、勤労者のうち2人以上世帯では実質可処分所得は30年前以下の水準にまで落ち込んでおり、年間収入階級別の世帯数は、東大和市では平成25年までの10年間に年収300万円未満の層が1.4倍も増加している。月額ではわずかに数百円の負担増でも、今の市民生活の実態に照らせば、このまま平均3割、また一部では6割以上になる今回の値上げは市民の理解を得られるものではなく、陳情の趣旨はもっともだと考える。

第2に、今回の料金改定は15年ぶりの見直しとされているが、実際には一昨年の消費税8%への増税に伴う



値上げが行われたばかりであり、28年より平均3割の値上げが実施されれば、次には29年度の消費税10%への増税によりまた値上げと、連続値上げが続くということにもなる。値上げが段階的に行われれば、負担感が緩和されるとする意見をする方もあるが、このとおり、現に連続値上げとなればそうも言ってもらえないという状況ではないか。今回の値上げと同時に、32年度以降の公営企業会計の法適用化が総務省が示されているところであり、標準的な料金として示されている額は現在のおよそ倍の月3,000円以上であることから、使用料の自己負担を前提とする料金体系を一層進めることを漫然と認めれば、際限のない値上げの連続となることは明らかだ。

第3に、12月全協資料の3ページの表にある下水道財政の見通しでは、経費回収不足額を35年度までにゼロにすることを収支の指標として使用料単価を設定しているが、総務省自身が24年1月27日付で通知をしている地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取り扱いについてと題する文書の中で、次のように言っている。

地方公営企業の給付については、地方公共団体は料金を徴収することができるものであるが、当該料金は公正・妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎として、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないものであること。この場合の原価は、営業費、支払い利息と経営に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当ではないこと、また地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること、こういった通知を出している。

この通知を素直に読めば、この値上げ案の提案のもとになっている経費回収不足のみに着目した計算をもとにした提案は、出発点からして考え方自体に問題があるのではないかと考えるとの討論がありました。

次に、第20号議案に賛成、28第10号陳情及び11号陳情に反対の立場での討論がありました。

下水道の整備が必要なことは、誰でも生活している中で実感していることだ。一方で、そのための費用に税金と利用料がどのように使われているかということは、市民に十分に知らされてはいないと思う。説明を尽くしたとは言いがたい状況だが、今後の市財政を考えた場合、やむを得ない改定だと考える。節水の努力をすれば処理費が大きく減るというわけにはいかない仕組みであることはなかなか伝わっていない。経費回収率100%を目指すことは、同時に、将来的な経費の増大があれば、それに伴い手数料がふえ続ける危険性もあると考える。更新計画や下水道総合計画に基づきしっかりと進めていっていただきたい。経費回収率100%は料金改定の根拠にはならないと考える。3年ごとに見直し的时候には、長期にわたる費用をしっかりと示していくことを求める。15年間改定してこなかったツケを市民に負担していただく以上、今後とも財政状況をしっかりと説明していくことを求めるとの討論がありました。

以上で討論を終了し、採決に入りました。

採決の結果、第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決と決しました。

続いて、28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情の採決に入りました。

採決の結果、不採択と決しました。

続いて28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情は、28第10号陳情と同趣旨のため、みなし不採択と決しました。

続いて、28第7号陳情 ちよこバス事業に関する陳情を議題に供しました。

陳情の朗読の後、直ちに審査に入りました。

主な質疑は次のとおりであります。

まず、陳情趣旨の中で、運行ルート、乗車運賃見直しの即時実現に向け、また諮問委員会の一つとして懇談会の設置、それからまた毎月1日と15日を運賃無料の利用促進日という記載があるが、それらの内容について担当部局の見解はどうかとの質疑に対し、ルートや運賃の見直しの即時実現についてだが、現行のルートについては、まずは利用者をふやすための促進策を実施したいと考えている。現在交通会議で検討している利用促進策が大きく2点ある。1点目が、循環ルートの起終点を市役所から上北台駅に戻すことにより、市役所での停車時間を短縮して循環ルートの市役所を超えての利用の利便を向上させるということだ。もう一点が、循環ルートの市役所での停車時間を短縮することにより、循環ルートと往復ルートの乗り継ぎの時間帯、待ち時間を短縮させることを考えている。

諮問委員会の一つとしての市民懇談会の設置についてだが、諮問委員会の一つということになると、条例設置が基本になってくる。したがって、委員の選任の必要が生じ、固定の委員の意見を聞く場となると考えている。都市計画課では、市民協働の観点から、誰もが参加できる地域別懇談会や説明会、出前講座を通じて、委員の枠にとらわれない個人の自由な意見を伺うことにより、地域の課題や考え方を捉え、これを地域公共交通会議に上げていくことが大切だと考えており、従来からこの立場に変更はない。なお、当市の地域公共交通会議においては、市民意見を反映させるため、近隣市に比べて多い5人の市民委員を選任しているところだ。毎月1日と15日を運賃無料の利用促進日とすることについては、無料の促進日の考え方は、乗ったことのないお客様に御乗車いただき、これを継続利用につなげることを目的にしていることと思う。しかしながら、無料日の固定化は、ふだんからちよこバスを利用しているお客様が通院や買い物の予定をうまくこの2日の無料日に合わせて利用するなど、目的と異なる利用が予想される。生活パターンを無料運行日に合わせた利用がふえると、利用促進のための無料日ではなく単なる無料日となり、固定客の運賃収入の減少を招くことが危惧されると考えているとの答弁がありました。

次に、昨年ルート変更を行ったが、変更前と変更後の状況はどうか。また、その現状を踏まえてどう改善策があるのかとの質疑に対し、前年度との比較は、人数では前年度の約92%という状況である。収入は前年度の150%という状況である。改善策は先ほど挙げた2点以外に、今考えているのは、往復ルートの沿線できし総合福祉センターの開設も予定されているので、こういったことを契機とした利用促進にも取り組んでいきたいと考える。経費の関係では、今現行で天然ガス車が1台あり、天然ガスの給油所が今昭島のほうになっているので、その辺も車両の関係を検討し、経費削減につなげていくようなことも考えたい。また、往復ルートも含め、利用傾向が少ないという指摘もあるので、沿線の地域に入って利用状況の説明なども検討していきたいと思うとの答弁がありました。

次に、免許証の返納制度は高齢化に伴い安全対策の一つとして推奨することが大事だと思う。そこでちよこバス利用者をふやすことも大切だと考えるが、それに対してはどうかとの質疑に対し、高齢者の免許証の返納については、それなりの推進という立場で警察署と連携をとってPR等には努めている。しかし、東大和の地域性等があり、安全に運転できる方は積極的に運転されていてもいいのではないかと。また、車の技術開発も重大な事故を起こさないよう技術開発も進んでいるので、そういったことも加味して総合的に考える必要があると考える。このちよこバスの利用促進のために、そういった返納者に対しての措置ということだが、それについては先ほど申し上げたが、いろんな取り組みの総合的なことをもう少し研究させていただく必要があるというふうに考えているとの答弁がありました。

次に、無料化の件だが、利用者拡大、認知度拡大のための運賃無料の促進は、これは一つの施策として有効だと思う。日にちを限定するというのも一つの得策だと思うが、市の行事に絡めて行うことにより、より多くの利用者が期待できると思うが、この点に関して市の考えはどうかとの質疑に対し、無料日の設定だが、新規のお客様に乗車していただき便利さを実感してもらおうという点で、利用促進の一つとして検討の余地はあるのではないかと。他市においても、親子連れの利用を促進するための夏休み中期間の子供料金を無料にするなど、取り組みをやっているところもある。そういった事例を参考にしながら今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、今回提案されているちょこバス事業については、平成15年からスタートして、そして21年9月に、そして27年と、今回2度にわたって改定が行われている。その期間を見ると、この問題については市民が非常に関心が高く、この6年間の見直し期間をもっと早めたほうが良いと考える。また、陳情者もさまざまな提案をしている。こういう提案を実施すると、こういうことはいいことだと、市民の声を即反映するとか、バス停がここじゃぐあいが悪からこっちに移動してくれと言われたときに、この見直しの期間が示されていない。次はいつ改定するかということを明示できるならばしてほしい。やはり6年間のスパンでは、今の現時点では長いと思っている。それを3年なら3年あるいは2年なら2年というスパンで見直しをして、いいところをどんどん改定していく。斬新的な提案がされずに6年間こういう気持ちを持ち続けると、市民に不安感を与えて、ちょこバスの利用度をふやすどころかマイナスにすることを心配する。その辺のことで、見直しをする期間を今の6年を3年とか、2年という見直しの期間の設定へと考えたほうが良いと思うが、その点はどうかとの質疑に対し、コミュニティバスと見直しの関係だが、今現在コミュニティバスの運行に関する基準などを定めたコミュニティバス等運行ガイドラインを策定中だ。この中で見直しの検討についても規定しようと考えている。現在ガイドラインは案の段階ではあるが、運行開始後、利用状況の調査、地域との協働などを踏まえた利用促進及び経費削減などの取り組みを行い、運行開始から二、三年が経過した時点において、運行基準と照合を行い、さらに必要な対策を講じることとしている。見直しについてはこれらの段階を経てからと考えている。ただし、今現在実行できるような市民からの要望もある。例えば循環ルートの市役所での待ち時間、長いので何とかしてくださいとか、そういった要望についてはできるだけ早い時間で実施したいと思っているとの答弁がありました。

次に、こういう公共ルートで一定の期間とあって、早く改定しろとあっても、これは申請主義であり、地域交通会議という会議もルールで、規則で改定をするときに、こういう手続行為があつて、それが1年もかかるものを1年以内に会議をしろというわけにもいかない。そういう手続行為の実施をまた1年なら1年間検証しなきゃいけないということがあるから、そういう検証の時間も踏まえてやると、例えば手続が陸運局で1年かかる。そして実施期間を1年見れば2年かかる。最低2年ローテーションぐらいの見直しはするとか、そういったことをきちんと発表しておかないと、市民の皆さんは過去の例でも、廃止になった区域は必ず代替措置を言われる。

そうしたときに、言われた代替措置との検討期間とか、あるいは新しくルートを検討するとかいったときに、2年後にもう一度見直しがあるというふうには言え、また2年間の間に市民からのいい知識を、提案をいただくという時間もあると思う。今のこの6年のスパンで物事を考えていくと、こういう陳情者の意見は積もり積もってたくさんの意見に膨れ上がって、こういう陳情が絶えなくなると思う。必ず近くを通った人と、行程を外されたところというのは、必ず正反対の意見があるから、そういうことを踏まえて改定期間を明示すべきだ

と思うが、再度確認するとの質疑に対し、先ほど策定中のガイドラインの内容について説明をした。ガイドラインについては、運行している現状を検証し、必要があった場合、どういったことをやっていこうかということをお示しして、事前に明示をした中で皆さんと一緒に考えていきたいと思いますということを含んだ内容のものだ。

○議長（関田正民君） 発言の途中ではございますが、ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

---

午後 1時28分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） それと同時に、公共交通としての役割をどう担っていくのがコミュニティバスで、それを補完する地域の交通、地域交通をどのような形で市民の方たちと一緒に協働で考えていこうかといった方向性を示したものだ。見直しの時期の質疑をいただいたが、たまたま今まで2回の見直しがちょうど6年スパンということで、市内の公共交通を考えた場合に、6年ごとに見直ししていこうということの計画があって公共交通網を考えているわけではない。市内の鉄道駅とモノレールと、そういったところと路線バスの公共交通網を補完する形でコミュニティバス事業を行っている。そこについては、やはり継続して運行できることが必要だと考えている。その継続のために、やはり皆さんに御利用いただけるような継続のためにはどういったことを考えていく必要があるかといった姿勢で、今後必要な公共交通をいかに継続をさせていくかといった視点で考えていきたいとの答弁がありました。

次に、市民の意見をどのように取り入れるかということで、諮問委員会というのは選任制だったり、条例が必要だったり難しいんじゃないかということで、担当課のほうでは地域別懇談会などこれまでもやってきたし、これからもやっていくというような話だったと思う。今回のルートを変更するに当たっては、地域別懇談会もかなりの回数をやっていただいたと思っているが、ただそのときの意見がやはりどれだけ反映されているかということ、疑問などところがある。市としては、出た意見を公共交通会議に持っていくということだったが、それがどのように反映されているかとの質疑に対し、ルート改正に当たっては、地域別の懇談会等を実施してさまざまな意見をいただいている。主なものは、1時間に1本の便が欲しいとか、東大和市駅とか玉川上水駅のほうに乗り入れていただきたいといったような御要望をいただいております、これについては実現できていると考えているとの答弁がありました。

次に、例えば湖畔で開かれた懇談会に参加したが、あのときには自治会の方もアンケートなど事前にとっていて、具体的な提案などもされたと思う。そのあたりはどのような検討で、結局はそういった意見が余り反映されていないんじゃないかと考えているが、そのときに出された意見など、その後どのように検討したのかとの質疑に対し、地域別懇談会であったり、出前講座でさまざまな御意見をいただいている。要望が多いところであるが、公共交通を走らせるには、やはり走ってほしいと思うところをなかなか車両を走らせることがいろんな制約があってできない部分もある。説明会等ではそういったことを説明しながら、今湖畔の例をいただいたが、湖畔地域では早くから地域の方たちがどういう交通が必要だというような検討をされているということなので、今後今あるちよこバスを補完して、どういう地域交通を考えられるかといったようなところで検討が進んでいると聞いている。また、そういったところに市もオブザーバーで参加していくというようなことを考えている。その辺については、ガイドラインの中でこういったことを進めていこうという方針を打ち出して

るので、それに基づいて検討を進めていく。また、地域の方たちと連携を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

これに対し、湖畔の地域については継続して検討されるようだが、他の地域別懇談会に出た際、参加していた方が意見を言っても、どうせもうルートは決まっているというように意見がなかなか反映してもらえないという感じを持っている市民の方々がまだまだ多いと思った。そういったところはこれからやはりいろいろな形で市民へ一方的に説明するのではなく、一緒にどういうのが一番ふさわしいのかを話し合う必要がある。ちょこバス自体、現状では厳しい状態だと思っている。もっともっと改善が必要だと思う。利用する人の意見がしっかり反映していなかったらやはり利用も進まないと思うので、地域別懇談会を開けばいいというものではなく、意見がきちんと反映されるような形で今後やっていただきたいと思うとの意見が述べられました。

次に、15年にやったときのルートを決めた一番最初の選考委員の一人としては、非常にルートを決めるのは難しいと感じた。最終的なコースを自分で車で走って見たし、高齢者を優先ということで湖畔を抜くわけにはいかないとなった。委員各自で車で走って回って、それで結局最終的にはみんなで寄せ合って走ったが、それでもやはり外れた地域の人たちには、委員たちが悪く言われる。それは何をやってもそうだ。よく思う人もいれば、悪く思う人もいる。それらをいろいろ考えるが、今ここでも理由に挙がっている予算が年々ふえていくということは、確かにお客が少なくなってからふえている。でもこれは非常に難しく、自分でもいまだに答えは出ない。あそこを通そうかという、今度は警察であそこは通学路だから通れませんよという規制がある。他の委員が言うように、国の機関もあり、とにかく規制だけである。あそこは老人が多いからいいんじゃないかという、いやそこは通学路になっているから通れませんという警察の規制が来る。だから、本当に通れる場所というのはごく限られてしまう。だから、そういうことを市民の人たちに、懇談会があるときには一から説明しないといけない。みんな出来上がったマップしか見ていないから、今度は市民の間からこのようにまた違う案が出てくることになる。本当にそういう苦勞、規制というものを全部出して、そこで懇談会をしないと本当にいいものできないと思う。

それから、さっき言ったように、更新期間を6年じゃなくて3年なら3年、そのように申請をしていけばいろいろな案が出て、まずければすぐにでも変更できる。交通会議を通さないと法的に無理だから、そういう人はそういう人たちにちゃんと説明しておく必要がある。いわゆるガイドラインをつくっていけばできる。バスを動かすというのは規制が多過ぎる。規制が外れれば、もう本当にどこにでも走れる。だから、規制も考えないといけないし、今だんだん法律も変わってきているから、その辺もよく行政のほうで考えてほしい。

もう一つ、バス停もちょっとお金をかけ過ぎだ。だから、このようにお金を食うし、変更するんだったらいいものをつくってしまったら無駄になるだけだ。確かに利用者はベンチがあればいいが、屋根もあればいいが、それはもう一生のものになってしまうから、それは利用者の人たちに我慢をせよとか、そういうことをしないといけない。だから、やはり懇談会が今このままでいいかなという人にも言っていくとわかるんだが、今回の陳情はちょっと過激だから、私は賛成できない。しかし、こういう声もあるのは事実だから、ちゃんと懇談会というものを開くべきだと思う。ただ希望を聞くんじゃなくて、自分たちの行政の都合も聞いてもらって、それでその中でどれがいいだろうということを判断していく。そういうことだと思うとの意見が述べられました。

また次に、これは意見になるが、諮問機関を設置ということは、条例上などの制約からして非常に限定的で、これは本当に広く市民の意見を生かすということというふうな感じがすると思う。今の答弁では、

従前どおり、さまざまな集まりを地域で設けて、ガイドラインも整備して、地域公共交通会議に反映させていくという趣旨の話をされていたので、その現状が地域交通会議に住民や利用者の声として十分反映されて切れていないということがこの陳情の一番の思いだと考えられるので、そのところでは一定のお答えをされたのかというふうに思う。

それで、例えば具体的な利用促進策が陳情趣旨の2などでも書かれているが、1日と15日と無料利用日をつくるということだが、先ほど陳情者の方からの御説明では、1日はさておき、15日については年金支給日だから、こういった機会に高齢者の方に多く乗ってもらうチャンスをつくってはどうかということだった。非常に具体的で、これはこれとしてそういうこともあるのかなというふうに理解をする。ただ、2カ月に1回となる15日の年金支給日であるから、これで利用促進になるのかというところでは若干の疑問も残る。いろいろな利用促進の仕方はあると思うので、恐らく過去にもトライしたことがあると思うが、イベントの折に無料送迎バスみたいなものを走らせて、ちょこバスがあるということを周知するだとか、いろいろやられていることもあると思う。そういったところを具体的に地域懇談会などでも提示していただきながら、今別の委員からお話があったようなどうしても避けられないような制約もあるということもお互いに共有しながら、今後もこういった学習の機会をつくっていくということだけ確認をしていただくというのはどうかと思っているとの意見が述べられました。

以上で質疑を終了し、自由討議に入りました。

主な自由討議は次のとおりです。

まず、ちょこバスの運行に関して、過去に運行の変更等があって、改善されるであろうという予測のもとで進めてこられたと思う。しかしながら、利用者は減少しているという現状がある。私も空白地域の芋窪地域の説明会、あと出前講座等にも参加をさせていただいたが、先ほどから別の委員の方からも出ているけれども、やはり市民の意見や要望が反映できるということが一番大切じゃないかと思う。だからこそ、多くのマーケティング調査というものはまだ必要ではないかと思う。他自治体の成功例も多くある。そういった意味では、より多くの市民の方が利用できるように、空白地域も含めて発想の転換を図ることが大事じゃないかと思うとの意見が述べられました。

次に、例えばこの今回の駅を結ぶルートなどでも、市がアンケート調査をやった中で、駅まで直接乗り入れるような路線もつくってほしいというニーズが多かったと思う。そういったことに応えてやってみたら、思いのほか現状としては乗っていないということがあって、アンケートしたことと結果としてやったことがずれるというのはまああるのかと思う。そういうことでいうと、調査というか、懇談も十分やりながら、2年に一遍、3年に一遍といったペースで見直しを常々図っていくということは求められることだと思う。

それから特に今回、特に利用が少なくなったということの一つには、コースの問題もさることながら、利用料、乗車運賃の問題も大変大きく影響していると思う。従前の100円から180円だと、往復すれば掛ける2で倍になるから、特に高齢者の方なんかは大変重く感じているし、前に乗っていたけれど乗らなくなってしまったという話も聞いている。運賃との関係でも大きく見直しをしていくということを、例えばシルバーパスの適用とか、この間議会でも幾つか話題になったが、そういったようなことも含めて検討されていくべきものだと思うとの意見が述べられました。

次に、やはり地域懇談会というのは非常に必要なことだと思う。勉強会に何度か参加させていただいているが、例えば奈良橋の勉強会に出たときに、小平のコミュニティタクシーの話をされていたと記憶している。実

際に市民の方が聞きたい話は何なのかというところをしっかりと把握した上で勉強会を開催していただきたい。

3年前にやはり建設環境委員会の視察の中で、コミュニティバスの調査をしたことがある。明石のほうに行ったが、そこでは住民からの要望があると、直ちにルートの設定を検討する。そして、実際に走らせてみる。ただし、予定した経費回収率、一定の数字に達しなければすぐに廃止するというようなかなりドラスティックなやり方をとっていた。それが当市に当てはまるかどうかというのはあるが、やはり時間をかけてやることも大切だが、早い動きというのでも検討していただきたいとの意見が述べられました。

以上で自由討議を終了し、討論を行いました。

討論はなくそのまま終了し、直ちに採決に入りました。

採決の結果、28第7号陳情 ちょこバス事業に関する陳情は、不採択と決しました。

以上で、建設環境委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。日本共産党を代表して、第20号議案 東大和下水道条例の一部を改正する条例に反対をし、28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情並びに28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情にそれぞれ賛成の立場で討論をいたします。

以下、5点にわたって申し上げます。

第1に、今の市民生活の実態に照らして、公的負担を平均3割、また一部では6割以上の負担増を課すことが市民の福祉の向上という地方自治の目的に背くことになるという問題です。

市民の所得はこの数年間に大幅に減少しています。総務省の調査でも、勤労者世帯のうち2人以上世帯では実質可処分所得は30年前以下の水準にまで落ち込んでいるとされており、地方公務員共済年金の平均受給額は平成14年からの10年間で208万円から165万円へと激減、東大和市では、年間収入階層別の世帯数は平成25年までの10年間に年収300万円未満の層が4割も増加をしております。共済年金受給者の方からさえ、最近では果物も買えないと、わずかな支出でも大変重く感じられると聞きました。そこにこの値上げを課すこととなります。なぜこのタイミングでの値上げなのか、陳情の趣旨はもっともであると考えます。

今回の料金改定は15年ぶりの見直しとされていることをもって受忍の範囲内とする向きもありますが、しかし、実際には一昨年の消費税8%への増税に伴う値上げが行われたばかりであり、28年度より平均3割の値上げが実施されれば、次は29年度の消費税10%の増税によりまた値上げと、立て続けに値上げがされることになります。値上げが段階的に行われれば負担感が緩和されるという意見もありますが、現にこのとおり連続値上げの道をたどっている。市民生活への影響は重大ですが、改定案の検討に当たって、このような市民生活の状

況を一切考慮に入れていなかったということも答弁で明らかになりました。

第2に、政府の大型開発中心の公共事業政策を無批判に前提として、インフラの老朽化対策の資金不足を使用者に肩がわりさせようとしている問題です。

4年前の笹子トンネル崩落事故以来、これだけインフラの老朽化対策が最優先課題だとされながら、28年度政府予算ではアベノミクスの成長戦略で掲げられた大型開発事業に多くの予算が割かれています。国際競争力の強化として挙げられている三大都市圏環状道路や国際コンテナ戦略港湾、整備新幹線等の整備には前年比256億円、5.4%増、観光施策推進では101億円、102%増の予算をつけています。

それに対して、地方公共下水道事業の財源である社会資本総合交付金と防災安全交付金はわずか20億円、0.1%増にしかすぎません。不要不急の新規の大型開発事業を中止、抑制し、維持管理、更新事業に対する国、都の補助率を拡充するよう予算の使い方を切りかえることを求めるべきです。

第3に、今回の改正案は出発点の考え方に問題があると考えます。

全協資料で示した下水道財政の見直しでは、汚水処理費用を使用料で賄えていないとして、経費回収率不足額を平成35年度までにゼロにすることを指標として、経費回収不足額にのみ着目して、逆算で使用料単価を設定しております。しかし、下水道法では、能率的な管理のもとにおける適正な原価を超えないものであることを原則とすると定めており、また総務省も通知を発して料金の原価は営業費、支払い利息等の経営に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないとしています。

私たちも、下水道料金は料金体系に所得の多少を反映されていないため、生存に必要な最小限の利用に伴う負担についてはより応能負担に近づくようにされるべきであり、使用料原価に資本費を含めるべきではないと考えます。

また、今回の値上げ案の資料でも示されているとおり、総務省は、地方自治体に32年度以降に下水道事業に公営企業会計の法適用の実施を求めています。そこで標準的な使用料として示されている額を当市に当てはめると、3人世帯で現在の倍の月3,000円以上となります。これは、2カ月に一度、上下水道とあわせて1万2,000円を優に超えるような検針票がポストに入るということを意味しています。そうなれば市民の暮らしはどうなるのでしょうか。しかも、個人的に節水による努力ではほとんど節約の効果は働かない、使用する水の利用が減れば、それがまた値上がりの理由となつてはね返ってくる。使用者の応益負担を重くする料金体系へとさらに推し進めれば、今後も際限のない値上げの連続となることは明らかです。

第4に、改定案は、使用料に係る原価の計算が過大に見積もられているのではないかと問題があると考えます。

26年度には、汚水の15%近く生じている不明水は、答弁の中でも、原因は雨水等の流入であると推定していましたが、雨水公費・汚水私費のルールにかかわらず、その処理費用分の負担までが算入をされています。歳出の3分の2を占める公債費は、後年度に地方交付税に算定され一部は戻ってくるため、一時的な負担はあれども、実質的に市の負担になっていないものも含まれています。この分は当年中に計算に反映できないからと控除をせず、全て費用として計算しているということも答弁で明らかになりました。使用料が適切に原価を賄っていないということであれば、少なくともこの過大に見積もられた計算は正されるべきです。

第5に、改定案は、この値上げを実施しなければ更新に必要な資金を捻出できず、今後の下水道施設の更新ができなくなるかのように語っている点に問題があると考えます。更新ができるか否かが最も問われるのは、起債の条件や公費負担の範囲など専ら国の政策による影響は極めて大きいのであり、また国は当てにならない



などと市が単独で賄おうとしても、到底できるものではありません。

分流式下水道でいえば、現在でも対象経費に対する下水道事業債の充当率は100%とされており、国庫補助率は2分の1とされています。公債費に係る地方交付税算定についても国の制度次第です。

さらに、27年度より公営企業債の償還年限を従来の30年間から耐用期間に近い40年まで延長したところであり、また今後供用開始後30年以上の自治体にも高資本費対策を拡充するなどの対策を国も行おうとしているところです。

もちろん、今後の小まめな維持管理が行われるのは当然の前提となりますが、値上げしなければ下水道は維持できないという言い分は、国が地方自治体の財源確保に責任を負っているという原則を無視をした極論です。

政治が真に心配しなければならない問題は、国に対し使用者への負担増と引きかえにするような財政措置を改めさせ、国民生活の一般的なサービス水準を維持するに足りるよう、しっかりと地方財政制度を維持させていくことであると考えます。

以上5点を指摘しまして、討論いたします。

[1 番 森田真一君 降壇]

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

**○20番(木戸岡秀彦君)** 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦です。私は、公明党を代表して、第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例に賛成し、28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情に反対、28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情に反対、28第7号陳情 ちよこバス事業に関する陳情に反対する立場から討論を行います。

初めに、第20号議案についてであります。下水道は、私たちが日常生活を送る上で必要不可欠なものであります。そして、長期的な下水道施設の維持管理のためには、適正な長寿命化対策、老朽化対策、雨水対策、震災対策が必要となり、そのための適正かつ効率的な維持管理が重要となります。

当市の下水道整備は昭和51年に事業が着手され、短期間に集中して整備が行われました。一般的に下水道の耐用年数は50年とされている中で、特に管渠布設後30年を経過すると、老朽化が原因で道路陥没事故等がふえていくと言われております。ここで更新のための適切な投資を行っていかなければ、下水道設備の維持管理ができなくなるおそれがあります。下水道が使えないということは水洗トイレが使えなくなる等、日常生活に多大な支障を及ぼすことになります。万が一そのようなことがないよう、今から更新費用の確保を進めていくことが必要であります。

また、当市の下水道事業では、平成26年度の経費回収率は71.8%と多摩地区でも最低ランクとなっており、残りの28.2%は市の一般会計から5億円もの財源を補填している状況であります。当市においては、この15年間値上げをせず、さまざまな努力をされ運営してきたことは委員会でも確認をいたしました。今後の施設更新のためには今対応しなければ、将来にもっと大きな値上げを行うことになってしまいます。

先ほど日本共産党が反対討論をされましたが、今回の下水道料金の改定は、今後下水道施設の安定的に維持管理するためにもやむを得ないものであり、無責任に反対し、市民の不満や不安をあおっていても何ら解決する問題ではありません。

私ども公明党は、市民に一定の負担をお願いする上で、市民の理解を得ていくためには、負担がふえた分の財源がどのように使われているのか、またその効果を市民の目で見えるようにする必要があります。今までの一般会計からの繰入額が減額となれば、その財源の一部を活用し、公明党が要望してきた学校や公共施

設のトイレの改修や下水道施設の長寿命化を図るために非破壊検査の実施などを進めるべきではないかと考えます。

いずれにしても、市民生活が大変な中、一定の御負担をお願いする以上、丁寧に説明責任を果たし御理解を得られるよう、引き続き御努力をお願いいたします。

以上の点から、第20号議案に賛成し、また同様の理由から28第10号陳情、28第11号陳情に反対いたします。

次に、28第7号陳情についてであります。ちよこバスの運行に関して、陳情者の趣旨は十分に理解できませんが、既に市民の代表が参加している地域公共交通会議が設置されており、新たな諮問委員会の設置に関しては、現状では大変に難しいものがあると考えます。今後は、地域公共交通会議において市民の声を十分に反映することができるようさらなる工夫が必要であり、公聴会等の開催も必要であると考えます。

今回のルート変更は、一定の利用者が増加するとの予測のもと進められられました。しかしながら、現状では利用者が減少している状況にあります。私は、より多くのマーケティング調査が必要であると考えます。委員会で答弁されたとおり、早急な対策を講じることを強く求めます。

他自治体の成功事例も数多くあります。より多くの市民の皆様が利用できるように発想の転換を図ることも大事であると考えます。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

[ 20番 木戸岡秀彦君 降壇 ]

[ 10番 根岸聡彦君 登壇 ]

○10番(根岸聡彦君) 議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。私は、自由民主党を代表し、第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例に賛成、28第10号陳情 下水道料金の値上げ中止を求める陳情及び28第11号陳情 下水道料金の値上げ中止を求める陳情に反対の立場で討論いたします。

下水道事業におきましては、下水道を使用する人たちによって支払われる下水道料金で健全に事業運営ができることが基本とされております。しかしながら、現実には毎年相当な金額が一般会計から繰り入れられており、とても良好な事業運営が展開されているとは言いがたい状況にあります。

一方、下水道料金は平成12年より料金の改定がなされておらず、その分十分な検討がなされてきたのかどうか、大いなる疑問を投げかけざるを得ないと言われても否めないことは事実であると推察いたします。

そのような状況下、今回、市は15年ぶりの改定に踏み切ったわけであり、その失われた15年を取り戻すために今回大幅な改定案が出されたわけであります。今回の審議会の答申の中で、今後は3年を目途に下水道使用料金が適正であるかどうかの検討を行っていくべきであるといったコメントが付されてはおりますが、今改定における使用料体系の変更で多くの市民に負担感を与えることは事実であり、市側も認識するところであると思慮いたします。

この点において、使用料の改定には反対であると異議を唱える方がいらっしゃるわけで、その考えは全く理解できないものではありませんが、逆転の発想で考えるならば、今の今まで15年にわたり値上げをしてこなかったという恩恵を受けてきたのも事実であります。

そういう経緯もあって、現在の下水道事業の経営状況があるわけですが、もし仮に今回、料金体系の見直しをしなかったらどういうことになるのでしょうか。このまま使用料を据え置いた場合であっても、下水道事業は継続されなければなりません。その際には、当然のことながら、今までどおりに、あるいは今まで以上に一般会計からの繰入金によって賄われなければならない、単独で採算性を求めていく必要のある下水道会計として

は、良好な事業形態を維持することはもとより、さらなる経営状態の悪化を招き、市民生活の安心・安全という観点からも極めて望ましくない状況に陥ってしまうことでしょう。

そうすると、この先に控えている絶対的に必要とされる下水道管渠の老朽化対策、耐震化等の更新工事に支障が生じ、十分な対応ができないという事態が発生する可能性も生じてきます。平たく言ってしまうと、下水道管の老朽化のために下水道が使えなくなってしまう。極端な例になりますが、その結果、下水道管が壊れた地域一帯でトイレやお風呂が使えなくなってしまうといったことも想定されるわけであります。そうなったときに、今回の改定に反対される方々は、下水道料金の変更をしなかったのだから仕方がないと、黙って復旧工事が行われるのを待とうということができるのでしょうか。

当然、そういうことが起きないように必要な手だてを講じるために一般会計からの繰り入れの補正等で対処することになりますが、一般会計から見れば、下水道事業への繰入金が入ることによって一般会計の歳出を圧迫することは火を見るより明らかであります。平成26年度決算における東大和市の経常収支比率は91.1%となっており、今後も扶助費等の増加により、目標としている90%の実現にはさらに大きな努力が必要となってくることが予想されます。

繰り返しになりますが、過去に使用料の改定をしてこなかったということは、その当時に使用料を払っていた方からすると、料金が上がらずに据え置かれてきたという恩恵を受け続けてきたわけです。8万6,000市民の安心・安全な生活の維持、持続可能な行財政運営の継続のためには、この経常収支比率を何としても改善していく必要があります。必要な施策に必要な予算を投入していくことができなければ、日本一子育てしやすいまちの実現はおろか、住みやすいまちからも遠ざかり、ひいてはまち全体の衰退につながっていく危険性が生じてきます。そういった観点からも、下水道事業が一般会計予算のお荷物になるようなことだけは避けなければなりません。

今回の使用料の改定は、過去においてなおざりにされてきた適正な下水道使用料の改定という点にメスが入ったものであります。この改定には、料金の値上げという痛みを伴うものではありませんが、短絡的に目先のことしか考えず、その場しのぎの対応をとるのではなく、長期的展望に基づいて現在の市民生活のみならず、将来にわたって住み続けたいまち東大和市を構築していく上で必要な手だてであると理解し、討論いたします。

〔10番 根岸聡彦君 降壇〕

〔6番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） 議席番号6番、大后治雄でございます。

興市会を代表し、第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例に賛成の立場で、28第10号及び同第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情に反対の立場で討論を行います。

さて、当市の下水道料金は、内外の情勢変化にもかかわらず、これを一切無視し、過去十数年にわたり不当に据え置かれてまいりましたが、これは行政の不作为として大きな問題と考えます。

尾崎市長は、市長就任以来、これまで不作為のまま捨て置かれてきた数々の事案に対し、果敢な行動により解決を試みてこられました。今般の下水道料金改定もその一つであり、尾崎市長の決断に賛同し、第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例に賛成し、28第10号及び第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情に反対するものであります。

以上であります。

〔6番 大后治雄君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第27号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第28号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第29号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第30号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第20号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

28第10号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 28第11号陳情 下水道料金の値上げの中止を求める陳情、本件は28第10号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

28第7号陳情 ちよこバス事業に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

日程第15 第1号議案 平成28年度東大和市一般会計予算

日程第16 第2号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第17 第3号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計予算

日程第18 第4号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第19 第5号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第20 第6号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（関田正民君） 日程第15 第1号議案 平成28年度東大和市一般会計予算から日程第20 第6号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算まで、以上議案6件を一括議題に供します。

以上6議案につきましては、予算特別委員会委員長、根岸聡彦議員の報告を求めます。

[予算特別委員会委員長 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） ただいま議題に供されました6議案につきまして、予算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、3月10日、11日及び14日の3日間にわたり、付託されました第1号議案 平成28年度東大和市一般会計予算及び第2号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算から第6号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算までの5特別会計予算について審査をいたしました結果、いずれも原案どおり可決と決しました。

以上で、予算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

[予算特別委員会委員長 根岸聡彦君 降壇]

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 日本共産党東大和市議団を代表して、平成28年度の一般会計予算に反対、区画整理事業特別会計に賛成、同国民健康保険、下水道、介護保険、後期高齢者医療の各事業特別会計に反対し、討論を行います。

平成28年度予算案は、国保税と下水道料金を合わせて平年ベースで3億5,000万円以上、単年度で過去最大規模の負担増を課すものであり、さらに高校生の奨学金貸付の全廃や高齢者の入院見舞金の全廃、敬老祝い金の対象縮減などを行い、暮らしの厳しさに追い打ちをかけるものであります。

市民の暮らしは厳しさを増しております。市民の給与所得は、1人当たり所得額は21年から27年度で約19万円、5%も減っています。市民は景気回復を十分に実感できる状況にないと言われましたが、所得が減っているのですから、景気回復を不十分にでも実感できるわけがありません。市民の暮らしは景気回復とは逆方向です。

今議会では、他の議員からも子供の貧困の問題が何度も取り上げられました。日本は母子家庭の総体的貧困率が50%を超え、OECD諸国の中でも最悪、格差社会とされるアメリカをもしのぐ高い貧困率にあると言われています。また、高齢者の貧困も下流老人などの言葉が生まれるほど大きな関心事になっています。年金は毎年削減され、地方公務員共済年金の平均受給額は平成14年から24年まで208万円から165万円へと激減しています。自他ともに中流と認められる方でも、生活環境の変化をきっかけに貧困に陥るケースも多いと言われています。今の暮らしの困窮を和らげる仕事は、まさに市政が最も力を注がなければならないものです。

1年後には消費税10%への増税が予定されていますが、需要の萎縮を決定的にしたのは、一昨年の消費税8%への増税でした。消費はこの2年回復しないままです。首相みずから影響の大きさは想定外であったと認め、仮に景気が後退し税収が落ち込むようなら延期も排除しないと口にするほど、足元の景気を脆弱にさせています。

それにもかかわらず、市長は消費税は安定財源であり、今後とも確保に努めなくてはならないと、さらなる消費税増税の容認につながるような発言をされています。これほどの経済環境でありながら、なぜこのタイミングで過去最大規模の国保税と下水道料金の値上げを行うのかを問いましたが、安定的経営のためにはやむを得ないというばかりです。市民の暮らしを顧みないものです。

消費税であれ、国保税であれ、下水道料金であれ、公的負担をふやして国民・市民の暮らしを圧迫すれば、日本経済の6割を占める個人消費も萎縮をし、日本経済を低迷させる悪循環に陥ります。このような施策を続ければ、経済も財政もだめになります。

日本共産党市議団は、このような市民の暮らしを顧みない負担増路線に反対をします。

次に、下水道などインフラ公共施設の維持管理、更新についてです。

4年前の笹子トンネル崩落事故以来、インフラの老朽化対策は重要だとされながら、実際には国が進めてい

るのは防災・老朽化対策を口実とした整備新幹線や空港、港湾、高速道路の整備やダム建設など大型開発事業に50兆円もの巨額な予算を割くものです。そのしわ寄せにより、地方の既存の公共施設の老朽化対策、防災・耐震化に十分な予算が回ってこないという公共事業政策のゆがみを正すことが必要です。将来の財源不足を幾ら人口減少に原因を求めたところで、公共施設の統廃合など、縮小均衡の答えしか導き出されません。お金がないのではなく、使い方の問題です。不要不急の新規大型開発事業を中止、抑制し、維持管理、更新事業に対する国・都の補助率を拡充するよう予算の使い道を切りかえることを求めるべきです。

我が党は、下水道使用料の原価には資本費は含めるべきではないと考えます。

今回の下水道料金の値上げ案は、今後の更新費用の財源を税外負担である使用料で負担させるという考え方に基づいています。国は、地方の財源確保に責任を負って、国庫支出金や地方交付金、交付税、地方債などを措置しており、国と地方の資金の流れをあえて無視して値上げをしなければ下水道が維持できないというのは全くの極論です。

以上、述べたように、市民の苦しい暮らしに追い打ちをかけるような政策を転換し、格差・貧困対策にこそ全力で取り組むことを求めます。

市長は、貧困の連鎖を防ぐことができるよう努めると発言をされ、就学援助の認定基準の引き上げや小中学校特別教室のクーラーの整備に着手したことは市民の切実な要求に基づくものと評価をいたします。

格差・貧困対策のななめは、命と健康を守ることです。高齢者世帯では、医療費、介護費用の負担から貧困に陥るケースが少なくありません。自己負担に煩わされず早期に必要な治療を行うことは、患者の健康寿命の延伸に寄与、重篤化による医療費膨張を抑えることができます。当面、75歳以上の医療費半額助成とあわせて18歳以下の医療費無料化の制度創設を求めます。

また、国税未納を理由とした短期証の未交付や介護保険料の未納のペナルティーとしての3割負担の適用などは医療や介護を受ける権利を奪い、社会保障を破壊するものであり、やめるべきものです。

次に、国有地、都有地の活用についてです。

市の既存の計画では、不十分な特養ホームや老健施設等の追加整備のチャンスである参議院宿舍跡地、東京街道団地、向原団地の空き地、警視庁未利用地などの都有地、国有地の活用を重要施策として掲げるべきです。市有地も含め、必要な福祉施設、認可保育所、スポーツ施設等への活用を求めます。

次に、平和施策です。

日本国憲法発布70年を迎えるに当たり、侵略戦争への反省と非核と不戦の誓いを平和都市宣言の首長として守る立場を改めて表明されることや、平和都市宣言を公共施設に掲示することを求めます。

市長は、旧日立変電所の戦争遺跡の保存や中学生の広島派遣、平和学習など、積極的な平和施策を進めながら、最も過去の戦争の反省、教訓に生かさなければならぬ安保法制に対しては、私なりのやり方だと回避される態度をとられていることはまことに遺憾であります。

事前通知もなく、米軍横田基地に戦闘機が大挙して飛来をし、また危険なオスプレイの配備が計画されています。安倍政権がいわゆる戦争法、安保法制を成立させたことで横田基地は米軍と自衛隊との軍間調整所を置いて一体化しながら海外での作戦を行う体制が強化され、これまでとは様相を変えて戦争の出撃基地の性格を強めています。調布基地では先日、米軍ヘリの墜落事故も起こるなど、市民への危険性は増しています。横田基地周地上空での危険な訓練飛行やオスプレイ配備計画の中止を求めるべきです。

続いて、特別会計について申し上げます。

国保では8,100万円の値上げに反対をし、値下げを求めます。

下水道では、平年ベース2億7,560万円、3割もの大幅値上げに反対です。

介護保険では、特養ホーム待機者185人の待機解消を図り、介護を必要とする方が安心してサービスを受けられるよう努力を求めます。

後期高齢者医療では、制度の廃止を求めます。

以上、討論を終わります。

[1 番 森田真一君 降壇]

[18 番 中間建二君 登壇]

○18番(中間建二君) 公明党の中間建二でございます。私は、公明党を代表し、平成28年度東大和市一般会計予算並びに国民健康保険事業特別会計予算から後期高齢者医療特別会計予算までの5特別会計予算に対し賛成の立場で討論を行います。

予算審議の間、先週の3月11日には東日本大震災の発災から5年の月日が流れました。被災地ではインフラや住宅の整備は着実に進んでいるものの、いまだ17万4,000人もの方々が避難生活を余儀なくされておられます。改めて犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

私ども公明党は、引き続き震災の風化と風評被害という2つの風と戦いながら、どこまでも被災者に寄り添い、一人一人の心の復興、人間の復興に尽力してまいりたい決意です。

今日本社会を取り巻く大きな課題は、2008年から本格的に始まった人口減少社会という課題をどう乗り越え、次の世代に託していくかということであります。さらには、人類史上、未曾有とも言われる超高齢社会への突入も同時進行で進んでいきます。

政治に携わる人間は、未来への責任を果たすために、その現実的な課題への解決を先送りすることは、もはや許されません。安倍内閣発足から3年、自民党と公明党の連立与党による安定した政治基盤のもと、的確な政策対応により経済再生は着実に成果を上げ、雇用は改善し、賃金も上昇、デフレ脱却まであと一步のところまで来ています。経済の好循環をさらに加速させ、経済再生を確実なものとし、国民一人一人が自分らしく輝き自己実現できる一億総活躍の社会をつくらなければなりません。そのためにも、安心で持続可能な社会保障制度の推進など、必要な社会基盤の整備を着実に進めることが必要です。

地方を元気にする地方創生の新たなチャレンジも始まっています。今こそ、公明党が一貫して訴えてきた生活者の視点で、そこに暮らす人に光を当て、一人一人が自分らしく輝く、人が生きる地方創生を進めていくべきと考えます。

東大和市における地方創生は、8万6,000市民の一人一人の生活に誠心誠意心を砕きながら、一人一人の市民がそれぞれの置かれた立場で夢と希望を持ち、活躍できる社会を構築していくことにほかなりません。そのための最も重要な責任と役割を担うのが尾崎市長であり、東大和市政であります。

平成28年度予算においては、尾崎市長が目指す日本一子育てがしやすいまちづくりとの優先施策に対して幅広く予算が計上され、着実な事業化が進められております。私ども公明党が求めてまいりました休日保育の実施、学童保育の利用時間の延長、認定こども園の拡充、病児・病後児保育における送迎サービス、保育コンシェルジュの配置、出産から子育てまで切れ目のない相談支援体制の構築、発達障害の早期発見支援のための体制整備、放課後子ども教室の拡充、小学校通学路への防犯カメラの設置、学校トイレの整備、特別教室への冷



房機設置、学校教育における学力向上の取り組みが図られることは高く評価できるものであります。

また、前年度から継続しての事業となる総合福祉センターと学校給食センターの建設、さらには市役所本庁舎の耐震化や学校における非構造部材の耐震化は、これまで不足していた障害者施策の拡充、高齢者の特養ホームの60床の増床、学校教育における環境整備、さらには災害対策の充実強化につながるものであり、一人一人の市民生活に配慮した重要な事業であります。これらの事業は、厳しい財政状況の中、行政改革を進め、財政調整基金や施設等整備基金を積み立ててきたからこそ実現できた事業であります。

先ほど日本共産党から本予算に対する反対討論がありました。これらの事業はこれまで一貫して予算に反対し、各種基金の積み立てを批判してきた方々には絶対に実現し得なかった事業でありましょう。予算は歳入の確保と歳出としての事業費の計上は、全て一体的なものであります。保育園の待機児童対策、小中学校の教育環境の整備など、日本共産党の皆様が幾らその事業の必要性を訴えても、そのための事業が予算案に計上され、予算が議会で承認され、適正に執行されて、初めて政策が実現するわけであり。予算の執行に反対をし、歳入の確保に反対をしておきながら、自分たちの要求が実現したというパフォーマンスは私には全く理解できません。

一方で、平成28年度の一般会計と5つの特別会計を合わせた予算の総額は535億9,045万円となり、前年度比5.1%増の過去最大規模となりました。減少傾向にあった市債総額も313億5,800万円となり、2年連続の増額見込みとなっております。事業を進める上で必要な市債とはいえ、抑制が難しい扶助費に加え、公債費がふえていけば財政の硬直化の基準となる経常収支比率の悪化が懸念をされます。

今後あらゆる機会を捉えて公民連携、指定管理者制度、ファシリティマネジメントの導入を進め、人件費を初めとした経常経費の抑制を図っていくことが重要となってまいります。この点についても尾崎市長のさらなるリーダーシップを求めます。

次に、一般会計の歳入について申し上げます。

歳入の根幹を成す市税では、市民税個人が2.9%増の51億9,884万円となり、固定資産税、都市計画税などの増加要因を含め1.7%増の123億1,966万円となっております。納税課における収納対策においては、コンビニ納付やモバイルレジ、ペイジー決済の活用などが効果を上げ、収納率の向上を見込んでおります。収納業務におきましては、個別の催告を行うことは当然として、一人一人の市民に寄り添い、各種減免制度や行政支援にも結びつけながら、市民の生活再建にも常に配慮しながらの対応をお願いいたします。

地方消費税交付金は1.6%減の16億7,653万円となっております。消費税の増額分は全てを福祉目的に活用することが明記されており、本市においては障害者施策、子育て施策等の充実を図るための貴重な財源として活用されております。

来年4月には消費税は10%に引き上げることが予定をされておりますが、公明党の一環した主張によって、外食を除く全ての食料品と新聞購読に軽減税率が適用されることとなりました。このような幅広い品目に軽減税率が適用されることは消費税が確実に福祉目的に活用が図られていることとあわせて、国民の税負担に対する理解が大きく広がるものと考えます。

一般会計における市債は14.6%増の28億870万円となっております。後年度負担となる公債費の抑制に十分に配慮しつつ、適正な活用を求めます。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、企画業務費において、まち・ひと・しごと創生アドバイザー業務委託料が計上されました。昨

年策定された当市の地方版総合戦略を着実に実行に移していくためにも、アドバイザーによる専門的な指導・助言を受けることは重要な取り組みであります。総合戦略の基本目標に位置づけられた1、日本一子育てしやすいまちを目指す、2、市の魅力を高めて転入を促進し転出を抑制する、3、健康寿命を延伸する、4、生涯住み続けられるまちにするとの課題を実現するためには、市全体のプロモーション戦略と広報戦略が重要になってまいります。大きな成果が実ることを期待いたします。

平和事業では、戦災建造物の保存の意義を広くPRする平和市民のつどいの開催、中学生の広島市への派遣事業が継続して実施をされます。前市長の時代には、私どもの提案を受け、戦災建造物の周辺を平和広場と命名し、被爆アオギリ二世の植樹を行いました。尾崎市長は、いよいよふるさと納税を活用した基金の創設と戦災建造物の保存と活用について具体的な方針を示されたことを高く評価いたします。

このような戦争遺構の保存と活用は、70年前の痛ましい戦争体験の風化を防ぐ意味で日本全体の課題でもあります。東大和市がその先頭に立って努力されることは、市民はもとより、広く日本中から評価を得られるものと考えます。平和を愛し、平和を守る一人一人の思いが形になって後世に残るような銘板やパンフレットの作成を行う等の事業展開につながるよう期待をしております。

市民協働事業費では、社会福祉協議会におけるボランティア・市民活動センター運営費補助金が計上されました。幅広いNPO活動の支援と連携の重要性は、公明党として決算委員会等でも指摘をいたしました。地域福祉のさらなる推進のために、市と社会福祉協議会との連携強化も期待をいたします。

防犯活動費では、青パトによるパトロール活動の強化とメールによる安全安心情報送信サービスによって軽犯罪の発生件数の減少傾向が続いております。空き家の適正管理においても体制の整備を図りつつ、着実なお取り組みをお願いいたします。

次に、民生費であります。いよいよ10月には総合福祉センターの竣工が予定をされております。東京都の保健所建設計画の変更から用地の取得、市民との合意形成、公民連携による建設運営など、長い年月をかけ、幾つもの課題を乗り越えてきた事業であるだけに、かかわってきた職員、関係者の皆様の喜びと期待も大きなものがあろうかと思えます。

障害者就労生活支援センターの設置等の事業の拡充のほか、みのり福祉園からの事業の移行を丁寧に行いながら、また障害者、高齢者、子育て家庭など、幅広く市民のニーズに応えられる事業展開が図られることが期待をされます。公明党が求めてきたケアラー支援も新たに取得していただいたことは高く評価いたします。福祉分野における公民連携の先進事例として、全国から大きく注目される事業に発展していくことを期待しております。

臨時福祉給付金事業費では、65歳以上の住民税非課税世帯1万5,100人に対して1人3万円を支給する年金生活者等支援臨時給付金が計上されております。これは、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者にアベノミクスの成果を行き渡らせることで所得全体を底上げし景気を下支えすることが目的であり、消費税10%時に予定されている月額5,000円、年間6万円の年金生活者支援給付金の前倒し措置でもあります。公明党として低年金者の生活支援を求めてきたものであり、6月の支給に向けて申請手続に不足がないよう円滑な事務の執行と周知が図られるようお取り組みをお願いいたします。

また、児童扶養手当における第2子加算が5,000円から1万円に、第3子加算が3,000円から6,000円に増額されました。ひとり親家庭への生活支援として拡充されたものであり、この点についても特段の配慮をお願いいたします。

生活困窮者自立支援事業費において、モデル事業としてスタートしたくらし・しごと応援センター そえるにおける自立支援事業及び就労準備支援事業等は、生活保護に至る前段の支援として効果が期待されます。引き続き親切かつ丁寧な対応をお願いいたします。

次に、衛生費では、成人保健事業における各種がん検診の充実が図られております。今年度は、増加傾向にある前立腺がんの定員を500人から600人に拡大を図り、胃がんリスク検査は800人分全てを単独実施とされるなど、受診しやすい工夫がなされております。各種がん検診の充実強化は国におけるがん対策基本法の制定を初め、公明党として国会議員と地方議員のネットワークを駆使して、一貫して取り組みの強化を求めてきたものであります。

保健事業費における健康カレンダーの作成、配付において、市民の皆様にはわかりやすい広報活動に努めていただき、健康寿命の延伸につながるようお取り組みをお願いいたします。

家庭ごみ有料袋による収集は3年目となり、リバウンドの影響が懸念されます。市では引き続き減量化が進むとの見通しを示されましたが、減量化の推進は有料化のみに頼ることなく、市民への意識啓発によって御協力が得られるよう継続した取り組みが重要となります。戸別収集における市民サービスに加えて、集合住宅等への配慮、有料袋の値段の引き下げによる負担軽減など、さらなる工夫を求めます。

予算審議において、このまま3市共同資源化事業を進めることは、当市のリサイクル処理費用がさらに大きくなることが明らかになりました。この点については、4団体が主催する地域整備連絡協議会に参加されている住民はもとより、広く市民に情報が共有されているとは思えません。施設の必要性を含めて理解が進んでいない状況では、施設建設のための都市計画決定が不可能であり、その責任は衛生組合を初めとした4団体が計画ありきで強引に進めてきたことにあります。4団体が事業を進める前提として、地域住民の理解を得た上で事業に着手するとしてきた原点に立ち返るべきと考えます。

農林業費では、農業まつり補助金、地産地消交流事業補助金、市民農園に関する経費が計上されております。新鮮でおいしい野菜の地産地消が進むことは市の魅力向上にもつながります。買い物難民対策の一つとして、直売所のさらなる拡充ができますよう取り組みを期待いたします。

商工費では、商工会補助金のほか、空き店舗活用事業補助金が計上されました。中小企業大学校における創業支援とあわせて、商店街の空洞化を防ぎ、まちににぎわいを創出するための空き店舗の有効活用が図られますよう取り組みを求めます。

消費者保護対策事業費では、今定例会における条例制定によって、新年度から東大和市消費生活センターが設置されます。悪質な訪問販売や電子メール、SNSによるトラブルも身近なところで数多く発生しております。市民への啓発と丁寧な相談が行われるよう、体制の構築を期待いたします。

土木費では、街路灯管理費において公明党として提案、要望してきた街路灯のLED化事業が継続して実施をされます。LED化によって夜道が明るくなり大変に歩きやすくなったとの喜びの声が多数寄せられております。引き続き公園等におけるLED化を進めるなど関係部署での連携を図りながら、防犯、環境、省エネ対策の多面的な事業として充実を求めます。

市内道路改良事業費においては、6号線、603号線、952号線等の整備が図られます。特に6号線、富士見通りでは、これまでの2カ年の整備で歩道が改良されて歩きやすくなり、ガードレールが設置をされたことで安全対策も図られております。計画から1年間前倒しをして、残り3カ年の事業となります。歩きやすくなることで大型商業施設からの顧客の誘導にもつながり、商店街の活性化にも資するよう着実な事業実施を求めます。

コミュニティバス運行事業では、新たに3カ所にベンチが設置をされることを評価いたします。

ちよこバス事業の改善について、建設環境委員会でも市民からの陳情審査が行われました。せっかくのコミュニティバス事業も市民の皆様にご利用していただかなければ事業の継続が危ぶまれます。とにかく一度乗っていただかなければ、その利便性は実感できません。高齢者運転免許証の返納者に乗車券を配付することもその一つであります。地域公共交通会議での議論を重ねながら、利用客の増加につながることはあらゆる手だてを講じるとの強い決意で事業の改善を進めていかれるよう要望いたします。

公園管理費では、これまで計画の策定を求めてきた特色ある公園整備基本方針及び長寿命化計画に基づく事業が実行に移されます。計画の素案に示されているような市内が一望できる展望デッキや親水公園などが実現すれば、他市にはない東大和市ならではの魅力の創出につながるものと期待をしております。

次に、消防費では、災害対策事業費において、食料備蓄品6,000食の増強、マンホールトイレの設置が行われるとともに、3・11を風化させないための防災フェスタも継続して開催されます。

先日3月6日に開催された防災フェスタでは、天候にも恵まれ、2,600人以上の市民の参加のもと、大成功に終わることができました。5年前の3・11以降、本市として被災地の復興支援、災害対策の強化に着実に取り組んでこられたことに心から感謝と敬意を表します。

地域の防災力の強化には、消防団の皆様の御協力を抜きにしては成し得ることはできません。先日行われた林野火災における訓練のほか、第二小学校において行われた東大和市消防団第七分団による小学校3年生の体験授業を見学する機会がありました。災害時の出動のみならず、地域の防災訓練、自治会のお祭り、学校教育における取り組みなど、あらゆる分野において消防団の皆様に御尽力をいただいております。ちょうど昨日の東大和市報にも詳細に内容が掲載をされておりました。消防団の皆様の処遇改善の取り組みについても引き続きの御検討、御努力をお願いいたします。

次に、教育費では、学力・授業力向上推進事業費において、ティームティーチャー及び学習支援員の配置が引き続き行われ、少人数学習指導員、学校図書館指導員の配置に加えて多様な人材が配置をされております。小中一貫教育を進める中で教員の交流を図り、授業の改善と授業力の向上につなげていくためには、教育委員会はもとより、学校長のリーダーシップと学校経営力が求められます。教育の日やまにおける各学校長のリーダーシップと研究授業の取り組みは年々深みと厚みを増しているように実感しております。

本年4月から新しい教育委員会の体制となる中で、2期目に入った真如教育長には、学校長の経営力の強化、現場の教員のさらなる意識改革につながるよう、その手腕を大いに発揮していただきますようお願いを御期待申し上げます。

スポーツ振興事業費における東京オリンピック・パラリンピック開催機運醸成にかかわる経費が計上されております。

障害者スポーツの普及啓発及びスポーツ選手との交流事業を進める中で、目前に迫った2020年東京オリンピック・パラリンピックの大成功につながるよう事業展開を期待しております。

先日、多摩湖周遊道路に距離表示が行われ、これまで以上にランニング環境が整うことになりました。ことしの多摩湖駅伝大会には過去最高のエントリーがあり、ロンドンオリンピックに出場した藤原新選手のチームがゲストとして参加され、また一昨年ゲストに来ていただいた山下佐知子さんが監督を務めるチームの田中智美選手のリオ大会出場の期待も高まっております。多摩湖ランがさらに広がることを期待しております。

文化施設管理費では、吉岡堅二画伯の記念切手の発行のための予算が計上されております。郷土博物館にお

いて所蔵を進めてきた吉岡氏の作品展示とあわせて、文化芸術の振興がさらに図られるよう取り組みをお願いいたします。

建設が進む新学校給食センターにおいては、長年の懸案であった個々食器の導入、アレルギー対応食の提供、災害時の炊き出し機能など、最新の衛生管理のもとで稼働される施設の完成が心待ちにされております。多額の財源を投じて行われる事業であり、広く市民にも理解される施設として事業展開が図られることを期待いたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計であります。歳入において国民健康保険税の改定が行われたものの、歳入の伸びは2.6%増の20億5,394億円にとどまっております。今回の改定は、低所得者の負担に配慮しつつ、一般会計に過度に依存することのないよう平準化を図ったものであり、これまで市が取り組んできたレセプトデータを活用した糖尿病等重症化予防やジェネリック医薬品差額通知などによる医療費の抑制の効果によって、その負担増を抑えることができました。引き続き特定健診の受診率の向上を図りつつ、長期的な保険給付費の抑制につながるよう市を上げての健康寿命延伸の取り組みが図られますことを期待いたします。

次に、下水道事業特別会計についてであります。先ほど下水道料金の改定条例が可決、成立をいたしました。昭和50年代から整備を進めてきた下水道施設の維持、更新を進めるための財源を確保するための料金改定であり、市民の皆様にも広く理解が得られるよう下水道事業の内容や必要性について丁寧に説明をしていく必要があります。下水道施設を初めとしたインフラは今後大規模な更新時期を迎えます。本市においては、公共施設等総合管理計画の策定を進められておりますが、今後60年間を見通したときに現状の公共施設とインフラを更新するだけでも毎年27億円もの財源が必要になることが明らかになりました。あらゆる機会を捉えて公民連携や機能の複合化、予防保全、ファシリティーマネジメントの手法を積極的に取り入れていかれるよう求めます。

次に、介護保険事業特別会計であります。第6期介護保険事業計画においては、地域包括ケアシステムの構築が最重要課題となっております。多職種の連携による地域ケア会議の開催、在宅医療と介護の連携など着実に体制整備が進められておりますが、29年度からスタートする地域生活支援事業の内容については、いまだ不透明な状況であります。

本市オリジナルの元気ゆうゆう体操の普及も進んでおりますが、さらなる介護予防事業の充実を図りながら、要介護者の介護度が改善しQOLが高まることが要介護者と家族の喜びにつながるよう、任意事業の積極的な活用を図るなど、さらなるお取り組みをお願いいたします。

最後になりますが、平成28年度予算は大変に厳しい財政状況の中、貴重な基金の取り崩しや市債の活用によって財源を確保し、市民生活の隅々にわたって目くばせを行い、市民ニーズや議会からの提案、要望にも配慮した予算となっていることを高く評価いたします。

一方、予算の執行においては、どこまでもその事業の目的や効果を十分に見きわめつつ、あらゆる事業の現場において職員の皆様一人一人の情熱と責任によって誠実に適正に執行を行っていかねば、事業の本当の成果を出すことはできません。尾崎市長が掲げる日本一子育てがしやすいまちの実現のために、また8万6,000市民の総活躍社会の実現のために、市長のリーダーシップのもと、職員の皆様の団結と奮闘によって夢と希望あふれるまちづくりがさらに大きく進むことを期待するとともに、私ども公明党市議団もどこまでも市民に寄り添い、市民生活を守り、市政の発展のためにさらなる努力を行ってまいらる決意を申し上げます。公

明党を代表しての討論といたします。

[18番 中間建二君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時42分 休憩

---

午後 2時52分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、蜂須賀千雅です。

自由民主党を代表し、平成28年度東大和市一般会計予算及び5特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

我が国の経済対策により、大企業など一部ではこの恩恵が目に見える形となってきていますが、その一方で、労働者の大多数が勤めている中小企業において、所得増、消費向上へはつながらず、市民の皆様にも景気回復の実感がまだ実感じられないのも事実であり、東大和市におかれましても社会保障経費の増加や公共施設等の老朽化対策の必要性が高まっているなど、安定した市民生活の実現にはできる限りの対策を素早く講じることが必要であり、今後とも市民の理解と信頼を得ることを基本とした市政運営に努めていくことがより一層求められます。

平成28年度の東大和市一般会計予算規模は323億7,900万円で、前年度比6.2%の増となりました。

歳入に関して見てみますと、市税収入は約123億1,966万円で、前年度に比べ1.7%の増となり、国・都支出金については、学校関係施設に関する補助金、交付金の積極的な確保がなされており、基金の取り崩しや市債の借入れ等についても将来の財政負担を考慮されていることを確認できましたが、市長を初め職員の皆さんには、財源不足の中、大変な御苦労をされて取り組んでいただいておりますことには心より感謝を申し上げ、今後とも引き続き歳入の確保には特段の努力をされることをぜひともお願いをいたします。

個別事業について申し上げます。

まず総務費です。

平和事業の充実に係る経費、平和のとうとさについて理解を深めるために、中学生による地域での平和学習及び広島派遣事業について大変評価をいたします。世界唯一の戦争被爆国である日本、戦争の恐ろしさ、戦争が終わった後も続く苦しみ、70年かけて立ち直ってきた広島歴史を知り、後世にしっかりと平和の大切さを伝えることの大切さを考え、さらに積極的な平和事業の推進を求めます。

ボランティア・市民活動センターの運営費に係る経費、計上されておりますが、市民のボランティア活動の参加促進等を図る経費について評価をいたします。ボランティア活動の大きな魅力の一つは、今まで思いもよらなかった社会的な課題と対峙したとき、そしてそのときともに悩み、語り合い、行動する仲間や活動にかかわらなければならない出会いがあったとき、いろいろな人との出会いを通して自己の内面に向き合い、より豊かな感性や人間性、価値観を磨けることであります。あってもなくてもいいけれども、あったほうが豊かな生活を送ることができる、それがボランティア活動であります。活動の現場に積極的に市の職員の方も出向き、できることから少しずつ、相手の立場に立って誰もがができる活動になるような取り組みを求めます。

女性施策費の緊急一時保護施設補助事業について、毎度お話しさせていただきますが、内閣府男女共同参画

局での全国二十以上、男女5,000人への27年3月の調査によれば、DV——ドメスティックバイオレンスの被害者はさらにふえ、相談することすらできない女性がふえている事実も明らかになっております。その調査結果によれば、5人に1人は配偶者からの暴力を受けたことがあり、女性の4人に1人は配偶者からの被害を受けたことがあり、10人に1人は何度もその被害を受けているという調査結果が出ております。また、被害を受けた女性の約4割はどこにも相談することができず、被害を受けた6割の女性が別れたいと思っても実際は1割しか別れることができず、被害が発生している家庭の3割は子供への被害も発生しているという事実があります。

加害者からの周到な報復を恐れ、被害を受けた女性の4人に1人は命の危険を感じており、日々おびえながら震えている女性が多くいます。被害届を出さない女性が警察の介入による摘発をおくらせている実態もあり、女性の10人に1人が異性からのつきまとい、ストーカー行為をされた経験を持ち、大きな犯罪が発生する前に市においても相談窓口のさらなる強化と市民への徹底した周知、緊急一時保護施設のさらなる補助も含め、継続した当市での対応を強く望みます。

次に、民生費についてですが、高齢者の会食事業に係る経費、高齢化率、単身化率が高い地域での食を通じた社会的孤立の緩和や健康維持を図ることは大変に評価をいたします。引き続き市内各地域での事業拡大に向けての取り組みを強く要望させていただきます。

学童保育所における延長保育実施について高く評価をさせていただきます。市内学童協からの長年の要望でもあり、担当課の努力には心より敬意を表させていただきたいと思っております。職員皆様の勤務体制の充実を含め、現場のケアを怠ることがないよう要望させていただきたいと思っております。

次に、衛生費でございます。

尾崎市長も選挙の際の政策に特定不妊治療の助成金の関係も載っておりましたが、昨年度は男性不妊症の方への助成拡充に対しては、担当部の対応には心より感謝を申し上げます。不妊治療においては、現在は男性、女性とも原因が半々であるにもかかわらず、女性ばかりが苦しんでいる実態がまだまだあるのも事実であり、ぜひ男性にも不妊の原因はあることの周知を含め、不妊治療に関する市民への認知度を上げていただく取り組みを再度強く要望させていただくとともに、またあわせて、長年要望させていただいております子供が着床しない不妊症とは違い、着床するが流産を繰り返してしまう、エコー検査では女性のお腹に着床した我が子を見ることができるのに出産し抱きしめてあげることができず流産を繰り返してしまう不育症に苦しんでいる女性の苦しみはいかばかりかと思っております。不妊症に続き、この不育症への対応もぜひ検討を進めていただければというふうに思っております。子供が欲しい、産みたい、ただそれだけを思い続け、時間とお金、人生の全てをかけて治療に取り組んでいる御夫婦が大勢います。不妊症、不育症の方への助成の拡充を東大和市として行うことは最も適した少子化対策だと思われまます。東大和市のさらなる実現への努力を要望させていただきます。

育児パッケージの配付について評価をさせていただきます。

産前産後の鬱の方が大変ふえておると伺っております。少子化対策には、子育ては孤独にならず、多くの方で地域で行っていくものだと考えます。育児パッケージの配付を通じた施策の充実を要望させていただきたいと思っております。

次に、商工費です。

うまかんべえ～祭りについて、さまざまな課題が見られているというふうに思います。課題への取り組みをしっかりと行うことでの施策の充実を求めます。

農林業費では、農業振興対策費について、東大和の今後の都市農業の施策の充実、農地の確保など、わかりやすい農業振興対策の充実を強く要望させていただきます。

土木費では、公園の長寿命化に係る経費について、足を運びたいような公園の実現、公園の健康遊具の設置を市内全域との要望を昨年に続き行わせていただきたいというふうに思います。

次に、消防費ですが、消防団資機材については、昨年に引き続き定期的な備品の購入を評価し、今後とも継続して各分団の備品状況の確認と同時に必要部品の購入をお願いすることと同時に、25年を超える長い期間、団員として活動された方々への表彰につきましても対応のほどをどうぞよろしくお願いをいたします。

次に、教育費ですが、通学路安全対策事業における通学路の防犯カメラ設置への対応を高く評価をさせていただきます。28年度設置箇所につきましても、さまざまな地域事情を考慮し対応されることを強く望みます。

小中学校のトイレ関係予算に対して高く評価をさせていただきます。尿石除去清掃の実施や市内2校の消臭シート設置、洋式化への推進は長年の要望でありましたので、学校教育関係、建築関係の部署の皆様の御労苦に感謝をしつつ、施策のさらなる充実を今後とも求めたいというふうに思います。

東日本大震災の発生から5年がたち、復興期間10年の折り返し地点にかかりました。今後の5年は復興創生期間という新たなステージを迎えることとなります。復興創生の基本的な考えは、地域住民と市町村、県、国が共通の認識を持って共通の目標に向かっていくオールジャパン体制を一層より強化をすることです。

幾つかの課題の中には、福島の農業の再生ということがあります。福島の農業の一刻も早い再生のために、支援体制のさらなる強化を図るとともに、風評被害の払拭に努め、販路を拡大し、本格操業の早期実現に努力をする必要があります。東大和市と友好関係都市にあります福島県喜多方市との交流において、早急に喜多方米の給食への使用を再開するように求めたいと思います。友好都市関係にあるからこそ、その安全性が確認されている現在率先して使用し、喜多方市を助けるとともに、いまだに風評被害の問題を抱えている福島の農業の一刻も早い再生のため支援する体制をとっていただきたいと思います。

被災者と被災地を大切にしている現場主義の原点に立って、断固たる政治主導のもと、被災地の復興と東北の新しい展望を開く創生の道筋をぜひ東大和市からしてほしいと考えますので、この点も強く要望させていただきますというふうに思います。

特別会計、国民健康保険特別会計に関しましては、市民への皆様の負担に関する説明の必要性和、健全な事業運営を図るための補助金の確保や制度の改善について、国や東京都への要望を引き続き強くお願いしたいと思います。

以上が平成28年度東大和市一般会計及び特別会計に関しての自由民主党としての考えを述べさせていただきました。

最後に幾つか述べさせていただきます。

まずは、3人の部長さんを初めとする、この3月で御勇退を迎える職員の皆様方におかれましては、これまで東大和市をお支えいただきましてまことにありがとうございます。我が会派の若手にはさまざまなことで御指導いただいたことなど、本当に感謝の念にたえません。東大和市が発展してきたのも、共働き・子育てしやすいまち東京都5位に選ばれるなどしたのも、東大和を愛し汗をかかれてきた部長さん、諸先輩の職員の皆さん、そして東大和市民の多くの力があってのことはいまでもありません。これまで以上に市民協働によるまちづくりがますます必要になっています。余人をもってかえがたい多くの方は、参事職や再任用として次年度以降も東大和のために共働き・子育てしやすいまち東京都5位からさらにランクアップできるように、変



わらずにお力添えをいただければと心より思っております。

そして、私たち自由民主党は、尾崎保夫東大和市長を支える最大会派の与党であるという責任のもと、昨年4月の統一地方選挙を尾崎保夫市長とともに戦い、尾崎市長の掲げる政策に共感をし、市民の皆様にはあわせて個々の政策を訴え、その結果として尾崎市長とともに市政壇上へと戻ってくることができました。

政治の世界には、与党と野党という概念があります。国会では、国会議員から行政の長、つまり内閣総理大臣が任命され議員が行政運営を行うため、与党、野党に分かれて論戦を行います。地方議会では、与野党の概念は不明確であるということと言われる方もいますし、市長を選挙で応援するから与党であるという明確な定義もあるわけではありません。市長提案の議案に対して何も言わず黙って賛成するだけなら、与党は市長の追認機関であると言われても仕方ありません。

しかし、私たち自由民主党は、この1年間、尾崎保夫市長からの提案の議案に関しては、個別細かい点までしっかりと確認をさせていただき、何度も意見交換を重ね、会派所属の議員が各地元を歩き、市民の声を市長に届け、大きな声を出す方の意見や団体からの意見だけでなく、そういった方々のさらに向こう側にいる人々の声なき声、物言わぬ多数派、サイレントマジョリティをしっかりと尾崎市長に届けるなどした上で、この1年、尾崎市長提案議案に対して全ての賛成をさせていただき、またあわせて今回の28年度予算への賛成であり、ここまでぶれない対応をした会派こそが本当に尾崎保夫市長与党というのではないのでしょうか。尾崎保夫市長は、1年前の選挙でしっかりと、日本一子育てしやすいまちでは待機児童の解消、出産から育児まで切れ目のない少子化対策、住みよい活気のあるまちづくりでは挨拶が響きわたる笑顔あふれるまちづくり、福祉の行き渡ったまちづくりでは総合福祉センターについて、医療介護と地域包括ケアシステムについて、環境にやさしいまちでは、公共施設における再生可能エネルギーの活用、そして桜が丘のリサイクル施設建設推進など、その他多くの施策について御自身の考えを市民の方へしっかりとお訴えをし、東大和市民多くの方の信任を得て市政壇上へと戻ってまいりました。これは、尾崎市長、紛れもない事実であります。

自由民主党としては、推薦させていただいた尾崎市長が東大和市民の方へ訴えてきたことを、実現可能な大改革であり、それができるのが尾崎市長だと考えております。今後とも、我々自由民主党は、尾崎市長が市民ニーズをしっかりと捉え、市民の声と丹念に向き合い、寄り添っていく姿勢を変えず取り組んでいただける以上、尾崎保夫市長の最大与党であること、またともに行動していくことを改めて強く申し上げ、自由民主党、平成28年度予算対しての賛成討論とさせていただきます。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔8番 関田 貢君 登壇〕

○8番（関田 貢君） 議席番号8番、関田貢です。興市会を代表し、平成28年度一般会計予算ほか5特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

さて、今回提案された予算では、本庁舎や現業棟の耐震補強や改修に3億9,622万円、（仮称）総合福祉センターの施設整備補助や運営経費などに計3億2,285万円、新学校給食センターの建設費と運営準備費に計2億9,116万円など、これらは全て持続可能な市政への実現に向けての施策であると認められるところであり、評価をいたします。

そのほか細かく申し上げれば、市内の公園のうち2カ所を住民の意見を取り入れて特色ある公園としていくための設計費や、優先施策としている子育て支援として玉川上水保育園での日曜・祝日保育の新規実施や市内11カ所の学童保育所の開所時間1時間延長などの実施も評価するものです。

ただし、一方で、あれかこれかの視点をもっと推し進め、施策の積極的な取捨選択と人的・物的資源の集中をすべきです。

最後に、さらなる尾崎市長のリーダーシップの発揮を求め、討論といたします。

〔8 番 関田 貢君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、床鍋義博でございます。やまとみどりを代表して、平成28年度一般会計予算に賛成する立場で討論を行います。

平成28年度予算審議に当たって、市長は、経済状況が緩やかな回復基調にあると言及されましたが、その効果が多くの東大和市民に実感されているかどうかに関してはいまだ不十分であり、市民生活の厳しさはまだまだ続いております。東大和市においても厳しい財政状況であることもまた事実であります。

そのような状況下において、歳入においては市民税の収納率の向上及び滞納額の減少が見込まれております。これは、尾崎市長を初めとする市職員の不断の努力による結果であるものと評価をさせていただきます。

一方、法人に関しては、若干ではありますが、滞納額の上昇も見込まれることから、東大和市内の商工業者に関しては厳しい状況が予想されます。産業振興に関する市の施策を期待するところであります。

次に、歳出ですが、昨年の予算審議で指摘させていただきました戦没者追悼式会場設営委託料においてはしっかりと対応していただき、従前の予算計上となっております。これはあくまでも一例ではありますが、歳出に対しての市の姿勢を示すものとして取り上げさせていただきました。これに対して適切な対応をいただいたことに対して評価をさせていただきます。

（仮称）総合福祉センターに関しては、民設民営とはいえ、市からは昨年度に引き続き多額の補助を行っております。関係者の方々を初め、市民にとって大きな役割を果たす施設でありますので、引き続き適切な指導監督を求めるものであります。

次に、昭和病院企業団負担金約9,000万円が計上されております。この企業団からは武蔵村山市の脱退が決定されました。そのため、今後この負担金の算定に当たっては、企業団の経営の効率化による費用削減を求めていくとともに、負担金の金額の算定基準を利用人数ベースで進めていただくなど検討していただく、もしくは、武蔵村山市が脱退を決定したこと及び東大和市が属する医療圏の違いにも鑑み、脱退も含めた対応をすることにより適正な財源の配分を行っていくよう要望いたします。

ごみ処理に関しては、NPO団体の協力を得て始まった東大和市役所ロビーにおける、現在は中央公民館で行われていますけれども、不用食器の回収及び配布は多くの市民に利用され、定着しつつあります。不用食器だけではなく、ごみとして捨てられるものの中にはまだまだ利用できるものが多く含まれております。さまざまなものの再利用を推進することにより、ごみが減量されることも含め、市民のごみ減量に対する意識を高めるためにも、今後も引き続き再利用を進める施策をお願いいたします。

また、ごみ処理を共同で行っている小平市、武蔵村山市に先駆けて、ごみ減量へ向けた取り組みに関して、ごみ処理の上流過程でもある基本方針の統一について、まず東大和市が提案をして3市のごみ減量に対してリーダーシップを発揮してほしいと要望いたします。また、そうすることによって、現在進められている3市共同資源物処理施設建設に関しては、これまでどおり民間を活用することにより不要不急の施設であるということも証明されると考えます。

商工費については、東大和市で創業を支援する創業支援事業が今年度も予定されております。東大和市には

国の施設である中小企業大学校を有効に活用するためにも、継続してこの創業支援を行っていき、市内の商工業の発展のための施策を要望いたします。

そのほか、昨年の決算の際に指摘させていただきました高齢者の食事の配送事業に関しては、費用対効果の高い民間業者に委託されたことや、高齢化に伴い今後膨らんでいくであろう祝い金の一部廃止、金婚祝いにおける湯飲み茶碗の配付の廃止など、現在の厳しい市財政においてあえて行政が行う必要性が薄いものに関してはスピード感のある対応をしていただき、これを評価いたします。もちろん、関係者の方々にとっては切り捨てと映る事業ではありますが、限られた予算を例えば将来を担う子供たちの安全や教育に配分していくことを説明していくことで理解を得られるのではないかと考えます。

今後予定されているインフラの更新など、巨額な予算が必要となるものが続いてきます。民間委託を初め本当に効果が高いものは何かを自問自答していただくとともに、市民の皆様の声を真摯に聞き、政策に生かしていただきたいと思います。

以上、さまざま指摘させていただきましたが、予算全体に関しましてはおおむね適正であると判断し、賛成の討論とさせていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。平成28年度一般会計予算及び5つの特別会計予算に賛成の立場で討論します。

日本一子育てしやすいまちづくりを優先施策に位置づけた予算編成を評価いたします。

認定こども園など保育施設の充実、総合福祉センター、新学校給食センターの建設、事業実施に向けては大きな財政確保が必要となりますが、それに見合った整備を進め、利用者にとってよりよいものとなるよう成果を上げていっていただきたいと思います。

施設を利用してよかったと満足を与えられるということは、単に設備が整っていることではありません。施設管理を単に行うだけでなく、そこで働くスタッフが利用者へ声をかけたり、利用者同士のつながりをつくっていくことで子供も大人も成長できた、助けられた、達成感が得られたといった満足感が得られるものだと考えます。そういった働きができるスタッフをいかに育てるか、職員のスキルアップはもちろんのこと、支えるボランティアの育成、参加する市民をふやすことなどが大切です。利用してよかった、行ってよかった、参加してよかったと充実感が得られ、人とのつながりができることが東大和に住み続けたい、住んでいてよかったと思ってもらえることにつながるのだと思います。今回、ボランティア・市民活動センターの体制と機能の充実が図られることに期待いたします。

特別会計予算については、国民健康保険料、下水道使用料が同時値上げとなり、市民に大きな負担増となります。特に下水道料金の改定については、今後の借入金返済計画や下水道管などの更新計画なども含め、引き続き丁寧な説明を求めます。また、不明水については、今後大きな負担とならないよう、水再生センター利用休止とともに、早急に対応していくことを求めます。

介護保険については、介護予防事業の取り組みを引き続き進め、また介護が必要になったときには安心して利用できるような体制をしっかりとつくり、当市に合った地域包括ケアシステムを構築していくことを求めます。

子育てしやすいまち、安心して老後を迎えられるまちとなるよう、市は予算に基づき着実に実施し、参加す

る市民をふやしていくことを求め、討論といたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔15番 和地仁美君 登壇〕

○15番（和地仁美君） 議席番号15番、和地仁美です。平成28年度一般会計予算ほか5特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

今回提案された予算は、持続可能な行政運営のための大きな施策である日本一子育てしやすいまちづくりを初めて優先施策に盛り込んだものとなりました。現在多くの子育て家庭、特に女性の社会での活躍の壁となっている保育園、学童保育の問題に関しては、休日保育の実施や学童保育の延長保育の実施、そして保育士の確保のための保育士採用推進補助金、保育従事職員宿舍借り上げ事業など、子育て世代のニーズに応えるべくこれらの事業を盛り込まれたことを大いに評価いたします。

加えて、長年懸案となっていた学校のトイレの洋式化についても、試行的とはいえ着手することとしたことは、子供の生命を守る耐震化とともに子供の健康を守る取り組みの第一歩として評価します。今回の予算特別委員会では、一つのトイレを洋式化する費用は約45万円だと御説明がありました。市内の学校全てのトイレを考えたらずして安価とはいえませんが、計画的に取り組める費用でもあると思います。試行的とはせず、今後は計画的に進めていただくことを要望します。

また、学力向上のためのさまざまな新たな事業は、将来を担う子供たちに東大和市で教育を受けてよかったといってもらえる教育の場を実現するべく取り組みだと考え、大いに評価するところです。

そのほか、今年度から着手している公園の特色化をさらに前進させること、また大きな施策であるまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進など、全世代の市民が住んでよかったと思えるまち、また市外の人に住んでみたいと思ってもらえるまちづくりを推し進める取り組みとして大いに期待をするところです。

平成28年度は、市の大きな事業である（仮称）総合福祉センターの開設、新学校給食センター竣工から委託業者のテスト調理なども実施される年度です。新たな施設における新たな取り組みがスタートします。目的達成のため順調に事業を推し進めていただくと同時に、市民に愛される施設となるようきめ細やかな対応をしていただくことを要望します。

また、平成28年度の国民健康保険事業特別会計予算は、平成27年第4回定例会で可決された国民健康保険税条例などの一部を改正する条例を反映させたもの、さらに下水道事業特別会計予算は本定例会で議案となっていた東大和下水道条例の一部を改正する条例を反映させたものとなっており、地方公営企業のあるべき姿の独立採算制に少し近づいた内容でした。将来を見据えた英断を評価したいと思います。

予算特別委員会の答弁でもあったように、平成28年度のさまざまな事業は、国や東京都の補助金、助成金を積極的に活用していることが見てとれました。しかし、国や東京都の補助金、助成金は期限付きのものが多く一方で、それを生かした東大和市の取り組みは長期的に行う必要があるものも多く見られます。

補助金や助成金を生かした取り組みが後に軽慮浅謀とならないように、市長を先頭に職員全体で市民サービスの向上のため情報、ニーズを集め、創意工夫をし、これらの財源を最大限に生かした事業効果を実現していただき、真に選ばれるまち東大和市となる取り組みとされることを要望し、賛成討論といたします。

〔15番 和地仁美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第1号議案 平成28年度東大和市一般会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第2号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第3号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第4号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第5号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決めます。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第6号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決めます。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午後 3時24分 休憩

---

午後 3時49分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第21 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（関田正民君） 日程第21 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

御報告申し上げます事項は、平成28年度東大和市土地開発公社事業計画並びに予算であります。

最初に、平成28年度東大和市土地開発公社事業計画であります。公共用地の取得事業が1件ございます。

事業名は、立川都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線用地先行取得事業であります。

取得面積につきましては314.42平方メートル、取得金額につきましては8,946万4,193円です。

なお、公共用地の売却事業は、売却予定がございません。

続きまして、平成28年度東大和市土地開発公社予算についてであります。

まず収入であります。借入金5,400万円です。こちらにつきましては、取得事業に伴う資金の借入金でございます。

事業外収入、利息収入は5万円でありまして、定期預金の利息であります。

続きまして、支出であります。事業費、土地取得費は4,860万円でありまして、先行取得に伴う土地の取得費です。物件移転補償費は4,083万4,000円です。管理費、一般管理費は8万1,000円です。こちらは公社の連絡協議会負担金及び振り込み手数料、法人市民税、法人都民税です。事業管理費につきましては3万1,000円でありまして、先行取得に要する収入印紙代及び振込手数料です。予備費

につきましては1万円であります。

次に、資金計画であります。受け入れ資金額は9,526万9,000円、支払い資金額は8,955万6,000円であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告は終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で第1号報告を終了いたします。

---

#### 日程第22 議第1号議案 都市農地の保全と農業振興の推進に関する意見書

○議長（関田正民君） 日程第22 議第1号議案 都市農地の保全と農業振興の推進に関する意見書、本案を議題に供します。

本案は全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第1号議案 都市農地の保全と農業振興の推進に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第23 議第2号議案 北朝鮮による4度目の核実験並びにミサイル発射に抗議する決議

○議長（関田正民君） 日程第23 議第2号議案 北朝鮮による4度目の核実験並びにミサイル発射に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案は全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第2号議案 北朝鮮による4度目の核実験並びにミサイル発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第24 議第3号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第24 議第3号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[2 番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 議第3号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、提出者を代表して提案理由の説明を行います。

事前に説明資料をお配りしましたが、1枚目の1のところ、「市は平成23年の」というふうになってますが、「平成22年の東京都の改定」ということでしたので、資料の訂正を先に行います。

1枚目の説明資料に基づいて説明を行います。

この条例は、平成23年12月議会で可決された一部改正のうち、別表第2条関係の法第32条第1項第2号に掲げる物件のみを改正前に戻すものです。

法第32条第1項第2号に掲げる物件とは、ガス管などの地下埋設管のことです。4区分に分けられていたものを従前より単価の低い区分を5区分新設することで年間2,400万円もの減収となりました。平成23年度に8,100万円だった道路占用料収入は31%減少し、26年度には5,600万円弱になりました。値下げになった対象は、東京ガス、東京電力、NTTの3社のみです。平成28年度予算額でいえば、改正前に戻せば2,510万円の増収となります。

市は、平成22年の東京都の改定に準拠した改正と説明しました。しかし、東京都と全く同じ区分と単価を採用しなくてはならないものでは決してありません。そのことは各市の状況を見れば一目瞭然です。3区分の市が1市、4区分の市が2市、5区分の市が2市、6区分の市が1市ありますが、これらは全て東京都の単価よりも高い単価を採用しています。

平成26年4月にも東京都はさらに単価引き下げの改定を行いました。これに追従しているのは8市のみです。東大和市も東京都に準拠すればさらに991万円の収入減になるとして、改定を見合わせています。東京都に準拠した値下げと市は説明しましたが、準拠する必要はなかったのです。東京都の示す区分より区分を少なくしている市が13市、平成26年改定前の東京都の基準額より高い単価を採用している市が10市あり、都の基準表どおり徴収するより収入をふやしています。

東大和市は独自収入の確保にこの間努力していますが、市の独自財源をふやす上で多くの自治体がこの道路占用料を重視して増収を図っている貴重な収入源です。改正前に戻して2,510万円の増収を図るにとどまらず、さらに増収を図るための検討を市は行うべきです。

最近では、狛江市や東久留米市などで改定を行い、大幅な増収を図っています。市税で1億円増収になっても75%以上が基準財政収入額に算入されるため、2,000万円程度の増収効果しか望めないのに対して、道路占用料は基準財政収入額に算入されないため、増収額は100%財源増となります。まず減収分を回復し、その後においてさらなる増収を図るべきです。

条例そのものの説明を行います。

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例。

東大和市道路占用料等徴収条例、昭和48年条例第17号の一部を次のように改正するものです。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項を次のように改める。



外径が0.2メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年180円。外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年340円。外径0.4メートル以上1メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年930円。外径が1メートル以上のもの、長さ1メートルにつき1年1,860円。

附則として、この条例は平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2として、この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料についてなお従前の例によるとするものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔2番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第3号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

---

## 日程第25 議第4号議案 東大和市民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第25 議第4号議案 東大和市民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

○2番(尾崎利一君) 議第4号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提出者を代表して提案理由の説明を行います。

これも事前にお配りしています説明資料、1枚目から御説明させていただきます。

議案提出者は、国保加入世帯の暮らしが厳しさを増していること、国保税値上げに当たっての市の推計は決算数値と予算数値を単純に比較するなどとりわけ保険給付費を過大に見積もっており、恣意的な推計をやめれば、逆に値下げの必要が明らかになると主張し値上げに反対しました。

今回については、市の推計に仮にのっとったとしても、値上げの根拠がなかったことが明らかになったことから、12月議会で議決された値上げ分、調定ベースで約8,100万円分を均等割の引き下げによって値下げしようというものです。

医療保険としての国民健康保険は、医療を受ける際には基本的に一律、3割の応益負担を受診料として支払っているため、保険税については能力に応じた応能負担分を大きくし、応益負担である均等割については極力縮小すべきというふうに考えているからです。

まず、調定ベースで約8,100万円、収入ベースで約7,400万円の値上げが必要なかった、この論拠についてですが、一つは、保険者支援分の拡充分の取り扱い等についてです。

①として、平成27年度から保険者支援分の拡充として1,700億円が、平成29年度以降はさらなる国費1,700億円が投入されます。国は、これに伴い被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能になるとしています。したがって、この総額3,400億円の国からの財政支援は、赤字の補填や赤字繰入金削減に使うのではなくて、被保険者の負担軽減に活用すべきものである、このことは国が認めていることです。

②として、市は国保税値上げの説明時には、保険者支援分の拡充分1,700億円に対応する市国保会計への歳入増の額を5,900万円と推計しましたが、今議会に提出された補正予算と28年度予算案においておおむね7,000万円であることが明らかになりました。29年度以降のさらなる国費1,700億円に対応する市の国保会計の増収額については、市は不明としています。単純計算すれば7,000万円の2倍で1億4,000万円の増収額となりますが、ここでは少なくとも40%は増収になると見込んで、29年度以降は1億円の増収とします。

③として、国保値上げ時の全員協議会の説明資料では、27年度の保険者支援分が推計値から抜け落ちており、この7,000万円は当年度の繰入金削減に回すことなく、28年度と29年度の値上げ抑制に活用すべきものです。したがって、2年間で3,500万円ずつの値上げ抑制となります。

④として、28年度の推計値は5,900万円とされており、7,000万円との差額1,100万円も値上げ抑制の財源となります。29年度からは国からの財政支援額は2倍の3,400億円になるにもかかわらず、市の推計値は5,900万円のままです。29年度には1億円との差額4,100万円の値上げ抑制財源が生まれます。

⑤として、以上、国からの財政支援増加分だけで市の推計値より2年間で1億2,200万円の値下げ財源が生まれます。収入ベースで各年間6,100万円の値下げ財源となります。

2つ目に、全員協議会の値上げ説明資料と28年度予算案の乖離です。

説明資料、いろいろ詳しく書きましたが、端的に御説明すると、全員協議会の資料と予算案では、国民健康保険税の額、そして歳出においては保険給付費の額については一致をしています。それにもかかわらず5,300万円、全員協議会の資料よりも赤字繰出金が減っている、この分は値下げせずに済んだはずの額となります。そうすると、27年分の3,500万円とこの5,300万円を足しただけで8,800万円の値下げ財源となり、12月議会で

議決された歳入ベースで平均7,400万円の値上げは不必要だったこととなります。

3つ目として、これらの計算には診療報酬の1.03%のマイナス改定は全く算入されていません。立川市や後期高齢者広域連合もこれらのマイナス改定を反映させて、保険料の値下げや値上げ幅の抑制を行っています。東大和市では、この額は各年5,000万円程度の値下げ財源と見込まれます。

市は、28年度予算でその他繰り入れが5,300万円推計より少なかったことについて、その他繰入金は毎年1億円程度はふえていくものだというふうに答弁しました。この答弁は、値上げ時の全員協議会時の推計が全く当たっていなかったということのみずから認めた答弁です。このようにして、値上げをする根拠が崩れているもとで8,100万円の値上げ分はもとに戻すべきだと考えています。

2つ目に、均等割の引き下げによって調定ベースで約8,100万円を値下げするための手法についても資料で御説明しています。これについては、この考え方、それからこの考え方での計算による影響額について事前に市とやりとりをし、妥当なものだというふうに市とも了解を得ているものです。

次に、条例そのものの説明を行います。

東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例、平成27年条例第38号の一部を次のように改正する。

第1条のうち、東大和市国民健康保険税条例第5条の改正規定中、2万6,500円を2万3,700円に改める。

第1条のうち、東大和市国民健康保険税条例第8条の改正規定中、7,900円を7,100円に改める。

第1条のうち、東大和市国民健康保険税条例第10条の改正規定中、1万800円を9,600円に改める。

これらは、医療分、後期高齢分、介護分の均等割の額の引き下げについて定めるものです。

次の部分は、これらの均等割の引き下げによって7割軽減、5割軽減、2割軽減の額も変わるため、それらを改定するものです。

第1条のうち、東大和市国民健康保険税条例第23条第1号アの改正規定中、1万8,550円を1万6,590円に改め、同号ウの改正規定中、5,530円を4,970円に改め、同号エの改正規定中、7,560円を6,720円に改め、同条第2号アの改正規定中、1万3,250円を1万1,850円に改め、同号ウの改正規定中、3,950円を3,550円に改め、同号エの改正規定中、5,400円を4,800円に改め、同条第3号アの改正規定中、5,300円を4,740円に改め、同号ウの改正規定中、1,580円を1,420円に改め、同号エの改正規定中、2,160円を1,920円に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するとするものです。

これは4月1日からの施行とすると一部改正条例そのものがなくなってしまうので、公布の日から一部この条例を施行するとするものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔2番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第4号議案 東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。  
よって、本案を否決と決します。

---

## 日程第26 議第5号議案 地方公会計の整備促進に係る意見書

○議長（関田正民君） 日程第26 議第5号議案 地方公会計の整備促進に係る意見書、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

〔16番 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） ただいま議題に供されました議第5号議案 地方公会計の整備促進に係る意見書につきまして、私からは提案理由といたしまして、お手元に配付されております意見書の朗読をもって提案理由にかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

地方公会計の整備促進に関しては、昨年1月の総務大臣通知により、全国の各自治体において統一的な基準による財務書類を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で作成するよう要請されているところである。

この通知に基づき、統一的な基準に基づく財務書類の作成、活用を進めるに当たっては、高齢化・人口減少という深刻かつ共通の課題を抱えている各地方自治体の厳しい財政事情に鑑み、可能な限り早期の整備ができるよう国会及び政府におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

1、統一な基準による財務書類を可能な限り早期に作成するため、その前提となる固定資産台帳の整備に取り組む必要があるが、同台帳の整備に相当な作業コストを要するため、団体の財政力に応じた適切な財政措置を講ずること。

2、統一的な基準による財務書類を作成するに当たりさまざまな相談内容に対応できるよう、公認会計士等の専門家を派遣するなど、実務面でのきめ細かな支援を実施すること。

3、統一的な基準による財務書類を作成・活用するためには複式簿記の知識等が必要となるため、自治大学校等における自治体職員向けの研修をさらに充実するとともに、今後財務書類を議会審議等で積極的に活用す

ることができるよう、地方議員向けの研修も充実すること。

以上です。よろしく願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑を終了して御異議ございませんか。

○1番（森田真一君） それでは、何点か教えていただきたいというふうに思います。

まず公会計の適用に係る財政支援措置についてなんですが、この要請項目の1、2、3とそれぞれ見てみますと、これ既に27年度からの実施をされてる内容とかなりダブってるのではないかというふうにも思われるんです。現状行われてることとの関係で何を追加をされて要求をされてるのか、必要とされてるのかということをもっとお伺いしたいと思うんです。

それから、項目の3の中で一番最後のところに議員向けの研修も充実することというふうにあるんですけども、自治体職員と同列に行政のほうで用意された勉強会に参加するっていうことを意味するのか、そのときにどういう立場で議員は参加するのかということについても見解があればお伺いしたいと思います。

お願いします。

○16番（佐竹康彦君） ただいま御質疑いただきました点につきましては、当然提案者としても既に実施している部分もあるということですが、この意見書等にも書いてございますけれども、さらなるこの自治体の作業がスムーズにいくために、今まで以上に、今取り組みを行っているもの、今まで以上により力を入れて財政支援また人的支援をしていただきたいということで意見書を上げさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

地方議員向けの研修ということでございますけれども、これにつきましても自治体職員と一緒にというよりも、地方議員に向けた研修等の充実を提案者と代表である私は考えているところでございまして、地方議員、滋賀県とか千葉県にそういったセミナーをやる箇所ございますけれども、そういった箇所で充実したセミナーが行われることを期待しているところでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） そうしますと、現行でも、例えば資産評価、資産台帳作成経費ですとか、あと財務会計のシステム導入経費ですとか、こういったものなんかだと国庫補助も自治体の財政力に合わせて2分の1程度ということで調整をつけているとか、あと残った分は地方債100%充当していいとか、実質的に自治体の負担かなり抑えてるというふうな、例えばこんなこと一つ見ても思われるんですけども、例えば国庫補助を今の2分の1とかじゃなくて、もっと3分の2とか、10分の10だとか、そういうところまで持っていけないとこの仕事はできないよってということなのかどうかという、ちょっとそこのところもう一回聞かせていただきたいのと、それからお金を単純にふやすということだけでスピードアップができるかっていう問題はあると思うんです。以前、建設環境委員会なんかでもこの問題で行政視察を行いましたけども、そこでもこの資産台帳一つつくるんでも数年間要して非常に時間かかる仕事なんだということを教えていただきまして、ましてやこの29年、ないしは31年って数字もあるんですけども、そういったところで集中して全国で一気にやるということでもありますから、単純にお金をふやせばそれができるのかどうかということについてはどういうふうに思われてるのかということもお伺いしておきたいと思えます。

○16番（佐竹康彦君） まず既に2分の1補助等されているということなんですけれども、そういったことが

途切れることがない、この事業が完遂するまでに手厚いこの援助を国、政府に対して要望するというごことをお願いさせていただいております。

また、このお金がふえれば作業が進むかという観点でございますけれども、しかしながら、逆にいえば、お金がなければ作業も進みませんので、そういった点でしっかりと国、政府においては各自治体の状況に鑑みてそういったバックアップをしてほしいと、こういった点からの意見書を上げるということでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔16番 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議第5号議案 地方公会計の整備促進に係る意見書について、反対の立場で討論いたします。

我が党は、自治体の会計制度に企業会計を採用することについて、それを採用すれば自動的に無駄遣いがなくせるとは考えておりません。企業会計は投資家や経営者が投入した資本に対してどれだけの利益を得られるかを図るものであって、利益を上げることを目的としない自治体会計に適用しても余り意味を見出さないばかりか、時として事業が利益を上げないことをもって無駄と認識されれば、住民に必要な事業までもが効率が悪いものだと排除されかねない面も持っています。

したがって、本意見書案には反対をいたします。

以上です。

〔1番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔6番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） 議第5号議案 地方公会計の整備促進に係る意見書に関して、賛成の立場で討論を行います。

地方公会計に関しましては、少なくとも情報公開、また資産運用に対しまして大変な意義がある事業でございます。これをしっかりと完遂していかなければ、私どもの行政のさまざまな運用、それから市民生活に対しまして大変大きな影響が及ぼされるというふうには私は考えております。

よって、少なくともこの地方公会計の整備に関しましては、国及び東京都に関して大変大きな御努力をいただかなければいけないというふうには考えておりますので、私は賛成をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

[6 番 大后 治雄君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第5号議案 地方公会計の整備促進に係る意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年第1回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時22分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 中 間 建 二

署 名 議 員 二 宮 由 子

署 名 議 員 荒 幡 伸 一